

午前10時2分 開議

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成13年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、23番 重里 勉議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において22番 巴里英一君、1番 井原正太郎君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第3号 例月現金出納検査結果報告から、日程第5、泉南監報告第7号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 成田政彦君。

監査委員（成田政彦君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成13年2月、3月、4月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2の第1項の規定に基づき、平成13年2月、3月分は平成13年4月25日に、平成13年4月分は平成13年5月29日に井上監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計など収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われているものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

なお、当報告とは直接関連ございませんが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施いたしましたので、その結果報告書をお手元に御配付いたしておりますので、あわせて御報告させていただきます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———島原君。

16番（島原正嗣君） 内容については別であります。12年度の定期監査の結果報告について、聞くところによりますと、私の場合も去年1年間さしていただいて、監査の結果の内容につきまして、私自身としても反省をしなきゃならん、表現上どうかなという部分がございますので、こうした表現が妥当であるか、適切であるかは別にして、歴代の監査がずっとこういう表現を使ったと、こういうことでもあるらしいんですけども、後半に言われました12年度定期監査の結果報告の1、2ページの関係ですが、2の検査の結果ですね。

その中で（2）の超過勤務命令簿、車両台帳、出張伺復命書ですね。これはおおむね良好に処理された。日本語の字引を引きますと、おおむねというのは、日本語でいえば大体とか、おおよそとか、あらましか、そういう内容であろうかと思えます。この表現自体が適切かどうかですね。監査委員の立場というんですか、これはどこの判断かは別にしても、一定そのおおむねという表現はどうだろうかというような気もいたしますから、反省すべき点はお互いに反省をして、修正すべき点は修正しなきゃならないのではないかと。項目についても、残業の問題とか処理の問題ですから、それが適切でなかったらなかったような監査としての指摘をして、改善すべきは私は改善すべきではないかと。

というのは過去、今おやめになられました林監査委員の時代におおむねという表現がありまして、たしか議会が半日ほどストップしたような私は記憶をいたしております。そのときにも私は発言をさしていただいて、良好なというんですか、明瞭な表現の方がええのではないかとというようなことでお互いに検討されたというような記憶をいたしておりますので、恐縮でございますけれども、その見解についての事務局の見解でも結構ですし、現在の監査委員の考え方も結構ですから、御見解を示していただきたい。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

監査委員（成田政彦君） 最初に監査の種類なんですけど、例月監査についてはおおむねはあり得ません。これは金銭のことでありまして、きちっ

と間違いがないことを例月では報告しています。

定監についてなんですけど、これはいわゆる監査の実施の中に幾つも監査実施があるんですけど、定期監査については法第199条第4項の規定の監査で、この定期監査というのは市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、あるいは市の経営に関する事業の管理がどうかということで、行政監察の一部であります。だから、金銭感覚のみでなく市の事業が効率的に行われているか、そういう点の監査をするべきだということが定期監査であります。

先ほど島原議員が質問されたおおむね良好という言葉については、歴代の監査報告にはおおむね良好という言葉が使われてます。この言葉が適切かどうかということで、1つ私の見解は、いわゆる金銭の感覚、そういう問題については、定監の中で一切おおむねというのはありません。正確でありました。これは会計課の調査を見たら、そういうふう書いてあります。

このおおむねの部分はどういう部分かという、1つ超過勤務命令簿、この部分のことであります。これは4ページを開くと、秘書課の超過勤務命令簿の日付が前後していた。本来ならば1、2、3、4ときちっと報告、帳簿に載るべきなのが日付が飛んでいた、そういう指摘であります。これはすぐ秘書課に指摘し、これは改善するという報告が上がってきてます。

それから、同じ3ページの「おおむね計画どおり良好に執行されていた。」というのは、これはその下書いてあるんですけど、「前渡資金は財務規則に従って、期日内に精算する」。これは泉南市条例に前渡資金という条例、規則がありまして、これは一月5日、こういう規則に基づいて前渡金についてはちゃんと精算するとなっておりますけど、若干、例えば前渡金を月曜日に渡して、5日だったら、火曜日だったら普通は土曜日になるんですけど、土・日が休みだからたまたま月曜日に前渡金の整理をした場合、これは7日間になりますので、そういう点で条例どおりに精算されてなかったということで、金額は全く間違いありません。

そういう実務上のことが欠けておったというこ

とを指摘したのであります。これについては原課から即報告がありまして、そういうことは改めるという報告であります。そういう事務的な、若干おくとるとか、そういうことをおおむねということに私は報告してます。

今後、定監の問題なんですけど、これも例月監査と同様で、おおむねということは、やはり今後の監査の報告では、おおむねという表現を使うのは、私は正しくないと思います。良好、あるいはそういうおおむねというあいまいな言葉をこういう文章で使うということは、私は監査として今後はこれは申し送り事項として、次の監査には、井上代表監査ときちっと合議した上で、こういう文書についてはきちっと良好とかそういうふう処理すべきではないかと私は考えています。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 意見として申し述べたいと思いますが、今監査委員の方から説明をちょうだいいたしたんですが、この表現ですと、今私申し上げましたように、おおむねというふうな処理の仕方は、一般的にはええかげんなことをしてるのではないかという考え方もあるでしょうし、もっと具体的な情報公開という時代において、どれとどれが、どういうどの項目についてどう指導したかという、今御答弁あったような形のものをもっと端的に表現した方が、かえって理解しやすいのではないかなというふうに思います。総ぐるめで「おおむね」というような表現は、これはやっぱり一考を要するのではないかなというふうに思いますので、その点よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 今、島原議員からも質問があったんですが、出張伺についてというようなことでもちょっと議論がありました。私もこの本会議の中でも少し触れたんですが、私の清掃事務組合の視察の中でも明らかになって、泉南市の方に私は議会事務局に印鑑を預けてあるんですけど、そこで旅費精算において私の全然了解なしに印鑑が押されて処理がされておったと。

終わってから気がついたわけなんです、こういう書類の審査を監査がされる場合に、私の印鑑を押しして私の名前で精算されておりますから、それを見るだけではなかなかそういう私に了解もなしにそういう処理がされておったということとはわからないと思いますが、こういう事実があつて、私はこのことも議会事務局の担当にも聞きましたが、公用だから押したんだと。公用という意味がよくわからないんですが、私なりに解釈すれば、条例に基づいて出すお金だから本人の了解なしにもこれまでも押してきたと、そういう立場でありました。

私は、これは問題であろうと思うんですね。やっぱり私の名前で処理されるにおいては、やっぱりちゃんと私に了解を得て処理されるのが私は当たり前なことだと思うので、監査委員におかれても書類監査だけではわからない、そういうところはわからないと思いますので、そういう事実があつたということをお願いして、今後の監査については、やはりそういう本人の責任で処理するものについては、ちゃんと本人に了解を得て本人の責任で出すというような、そういうことをぜひこれからの監査の中でぜひ参考にさせていただきたいと思うんですが、監査委員のその面についての御見解を伺っておきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

監査委員（成田政彦君） 例月監査とは直接関係ないんですけど、私はこの問題については井上代表監査委員と合議の上で、そういう意見が議員の皆さんからあつたということ伝えて……（「皆さんは要らない」と呼ぶ者あり）違う、違う、小山議員からそういう意見があつたということ井上代表監査委員と合議の上、そういうことも頭の中に入れて監査をしたいと思つた。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託

を省略したいと思います。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） これは議員提案の議案も入っておるんでしょうか。ちょっとそこだけ確認しておきたいんですが。もし入るとるんであれば、私は非核平和都市条例というのも委員会付託を省略するようになりますと、これはこの条例がどうということだけではなしに、やっぱり条例の審議を委員会に付託せずに本会議でやってしまうというのは、私は今までの慣例からいってもやっぱり問題だと思うので、これはぜひ委員会付託していただいて十分な審議をしていただきたいと。参考人とか、できれば公聴会とか、いろんなことが委員会付託すればできるわけですから、私から見れば大変重要な条例、議会からの提案の条例なので、ぜひ委員会に付託をしてやっていただきたいと、そのように思いますので、ほかのことはそれでいいですけれども、条例の提案なので、ぜひそのような取り計らいをお願いしたい。よろしく願います。

議長（奥和田好吉君） ただいまの議員提案を含んでおるかということですけども、含んでおりますので。

ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（泉南都市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）及び日程第7、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（泉南都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につき

ましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。  
助役（蜷川善夫君） ただいま一括上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（泉南州市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、並びに報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

まず、専決処分の理由でございますが、地方税法等関係法律の公布が平成13年3月31日となりましたので、平成13年第1回定例会への条例改正等の議案提出につきましては、日程上これできませんでしたので、やむを得ず専決処分により当該手続を行ったものでございます。

改正の内容の主なものにつきまして御説明を申し上げます。議案書の1ページから15ページでございます。

改正条例そのものは、5ページ以下にありますように、法律を引用して項がずれたことによる改正が非常に多く、わかりづらい点が多々ございますので、お手元に配付の資料も適宜御参照をいただきながらお聞き取りいただきたいと存じます。

それでは、議案書7ページ上段3行目からでございます。資料の方、2ページ1の1を御参照いただきたいと存じます。

1点目は固定資産税についてでございます。まず、被災住宅用地に係る申告規定に関する事項から御説明を申し上げます。

従来から講じられておりました住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置の適用を受けておりました土地について、震災等によって住宅が滅失または損壊した場合に、被災後所有者の税負担が急増することを回避するため、住宅が震災等の事由により滅失、損壊した従前の住宅用地につきましては、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないことについて市町村長が認知をした場合には、当該震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り被災前に住宅用地の特例の適用を受けていた者については、当該土地を住宅用地とみなして法の規定を適用することにより、従前と同様の特例を引き続き講じようとする

るものでございまして、泉南州市税賦課徴収条例におきましてその旨を申告することができるものもございます。

次に、少し戻っていただきまして、議案書5ページ下段より2行目から6ページ、それから7ページの上段、先ほどと同じ4行目以降でございますが、資料の方は2ページ1の(2)を御参照いただきたいと存じます。

特定被災共用土地及び特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る案分の申し出に関する申告規定でございます。特定被災共用土地及び特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る案分の申し出に関する規定につきましても、今回の法律の規定に沿って新たに追加され、被災住宅用地の申告規定と同様、申告内容として震災等の発生した日時及びその詳細が盛り込まれているものでございます。

次に、議案書8ページ上段2行目以降、資料は2ページ1の(3)でございます。特定優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置に関する申告制度でございます。

特定優良賃貸住宅につきましては、従前から申告に関する規定がございましたが、今回の税制改正により減額措置の適用を受ける特定優良賃貸住宅につきまして一定の条件——耐火構造あるいは敷地面積300平米以上で、地方公共団体の建設費補助を受けているものに限定されたものでございますが、この条件が追加されましたため、申告規定に必要な項目を追加したものでございます。

次に、議案書8ページ上段6行目以降、資料は2ページ1の4でございます。高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置に関する申告規定でございます。

高齢者向け優良賃貸住宅とは、今国会で成立をいたしました高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する要件に該当する一定の賃貸住宅のことでございますが、これにつきましても減額規定が置かれたので、泉南州市税賦課徴収条例に追加したものでございます。

次に、議案書8ページ上段14行目、7項以下の部分でございます。資料は3ページの2を参照願います。2点目は特別土地保有税についてでござ

ざいます。

地方税法附則第31条の2第1項に規定をされておりました密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく地区防災施設の用に供する土地、または特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地に係る取得分の非課税措置が平成13年3月31日までの時限立法であったためにこれが廃止され、それに伴い代替として平成15年3月31日までの該当物件の取得に係る税額を3分の1に軽減する措置として地方税法附則第31条の3第9項が追加されましたので、条例においても廃止、追加をしたものでございます。

法附則第31条の3第7項に規定されております密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備推進機構が一定の業務の用に供する土地に係る税額を3分の1に軽減する措置が、取得分につきましては平成13年3月31日、保有分につきましては平成14年度までの時限立法でございましたため、改正後取得分につきましては平成15年3月31日まで、保有分につきましては平成16年度まで適用期間を延長し、また税額の軽減につきましては改正前3分の1に軽減を改正後3分の2に軽減すると修正されたことに伴いまして、条例におきましても修正いたすものでございます。

次に、議案書9ページ上段1行目、2行目、資料は3ページの3の(1)を御参照ください。3点目は市民税についてでございます。

長期譲渡の軽減措置の時限措置の延伸に関する事項でございます。内容といたしましては、長期譲渡に係る租税負担の時限立法の年度を延長するものでございまして、平成16年度までとなりました。

次に、同じページでございますが、優良譲渡、いわゆる国、地方公共団体等への収用譲渡に関する事項でございます。従来から特別控除後の譲渡益に対しましては、当該譲渡益が4,000万円以下のものにつきましては国税、地方税合わせまして20%の時限立法となっております。この年度を平成16年度まで延伸するものでございます。

次に、同じく議案書9ページの9行目以降、資

料は3ページの3の(3)でございます。商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例につきましてでございます。

同資料に記載のとおり、現行は総合課税のものが申告分離課税となり、特例年度が14年度から16年度となるもの、及び累進課税最高税率50%から一律26%になるものでございます。対象先物商品といたしましては、アルミニウム、パラジウム、金、大豆、原油等でございます。

その他につきましては本条例の内容に直接影響しない範囲であります。地方税法の改正等に伴い、当該条例も整合性を図る意味から字句の修正並びに条項等の整理を行ったものでございます。

それでは、次に泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。議案書の15ページ、資料は4ページでございます。

これは、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律により市街化区域及び市街化調整区域の定義に関する規定、いわゆる線引き規定でございますが、このうち「区分表示」を「区域区分」と改正されたことに伴い、本条例も整合性を図るものから字句の修正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。議長(奥和田好吉君) これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———和気君。19番(和気 豊君) もう既に専決され、報告案件ということになっておりますので、そのことを前提にして若干お聞きをしたいと思うんですが、この別添資料の方に固定資産税で(1)から(4)まであるんですが、そのうちの(3)、減額措置に関する申告制度。減額措置を願い出ればこれで固定資産税の減額が引き続いてなされると。(4)でも固定資産税の減額措置ですね。高齢者向け優良住宅にかかわっては減額措置が講じられると。

それから、特別土地保有税については、改正前3分の1に軽減を改正後3分の2に軽減すると、こういうことで軽減率が多くなっているわけです。それから長期譲渡の軽減措置の時限措置の延伸、

これも市にかかわっては多分住民税7%が6%に、結局課税者に入ってくる率が少なくなるということになると思うんですが、そういう点、この減額によって大体どの程度市財政に影響が出てくるのか、その辺をお示しをいただきたい。

それとあわせて、当然国で法律を変えて、このままいけば市町村に入ってくるべき税金が少なくなるわけですから、そういうことに対するいわゆる財源的な補てん措置ですね。これは具体的にどういうふうになっているのか。その辺、あわせて2点お聞かせをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 今回の専決処分報告の中で、条例改正の内容がいわゆる減額規定の条例追加とか整理とかいうふうな形でしたので、額的に影響がどのくらいあるかという御質問だと思いますが、まずこの資料にも分けておりますように、固定資産と民税——法人、個人ありますけど、民税の方と分けて御説明申し上げますと、まず固定資産関係につきましては、主なものはいわゆる阪神・淡路の大震災等を想定いたしました関係の上位法改正ということです。

当市では、このいわゆる被災住宅用地関係の該当するようなものは、今現実には存在をいたしておらないわけでございます。あった場合に、こういうことになりますよということで上位法が変わりましたので、あわせて条例も改正するということでございます。したがって、その額の積算ということにつきましては、もともとその分が対象になっておるものがないということでございますので、そういう数字はちょっと出しづらいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、民税の関係でございますけども、これにつきましても長期譲渡の譲渡益に対する特例控除の部分でございまして、これは国税と地方税がございまして。あと優良譲渡、これ収用譲渡関係の譲渡益の突き抜け部分に対する年度延伸規定でございまして、これにつきましてもいわゆる譲渡益でございまして、当該年度に何件そういう事案が発生するかということの予測が非常にしづらいということがございまして、具体的に数字で幾らぐらいを想定しておるかということにつきまして

は、なかなか算出しにくいのではないかとこのように思っております。

それから、もう1点、民税関係で商品先物取引等のことも改正内容に入っておりますけども、これは当市では該当する事案につきましてはございません。したがって、全体的に減額申告等の手続条例なんですけども、額の算出につきましては、なかなかそういう事由で非常にしづらいということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今の質問、大部分は理解できました。すなわち、固定資産にかかわる部分では1、2ですね。これは申告規定ですし、特に減額の特例措置というのはここでは私よう読み取らなかったんですが。それと、たとえあったにしてもいわゆる対象物件がないと。いわゆる高層の共同住宅等で壊れて滅失したと、そういうものがないということで、これは理解できます。ただ、特定優良賃貸住宅とか高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額措置については、これはやっぱり泉南市でもあるんでしょう。もう全くないんですか。この3、4を特に私、具体的に質問をしたつもりなんです。

それから、特別土地保有税ですね。これはまだ若干1,000平米以上でそのまま活用されずに更地のまま残っているものがあるというふうに思いますし、若干法改正になったけれども、二、三対象物件がまだ土地保有税は取ってる部分があるんじゃないかと思いますが、これは先ほどの監査報告の中にも特別土地保有税の関係、幾ら入ってきてるのかというのは出ておりましたから、これはあるだろうというふうに思うんですね。

それから、長期譲渡の関係については、これは実際上譲渡関係が行われた、その事実によってこういうものが出てくるわけですから、今のところなかなか見込みは立たないと、結果として出てくる、そういう答弁はよくわかりました。商品先物取引についてもいわゆる該当物件がないと、該当事象がないと、これはよくわかりました。

3つだけですね。固定資産税の3、4と、それから特別土地保有税の関係でお示しをいただきました

い。これはあるだろうというふうに思いますよ。  
議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。  
総務部参与（中田正純君） 固定資産の減額の措置の件でございますけれども、再度の質問にお答えさしてもらいます。

今回の改正は、いわゆる減額と申しておりますのが先ほども課長が答弁いたしましたとおり、災害時とか被災に遭ったときに現在住宅用地というのは、いわゆる宅地と違って課税標準額の特例措置——減額があるわけでございます。

そういったことで、そういうようにして被災に遭われた建物が滅失したときに、申告によって従来平地になりますと特例措置がなくなるんですが、災害に遭われたそういうようなところに平地の土地に対しましては従来どおり小規模住宅とか、課税標準の6分の1の特例がございます。そういったことで、土地と建物がセットですが、災害に遭われたのは申告していただければ2年間そのままの6分の1の措置を講じていくというその減額措置でございます。

そして、その件と特別土地保有の関係ですが、これも、これは一部密集市街地とか防災地域の整備に関する法律に基づく地域についての措置が今回講じられました。従来、特別土地の場合、そういう地域に対しましては非課税のところを今回3分の1の課税対象になると。そしてまた、一方では土地保有税もございますから、保有税も3分の1から3分の2に減額を生じたということで、当市の場合、そういう地域がございませんので、今回の特別土地はそういう地域に限定された減額でございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 逆に質問いたしますが、答弁いただいたことに対して逆の方から聞いてみたいと思いますが、特別土地保有税については密集市街地における防災街区の整備に関する法律と、こういうことが前提にありますから、結局は泉南市の特別土地保有税の適用を受けている土地については、これですぐ省かれると、こういうことなんですかね。

それから、あとの特定優良賃貸住宅と高齢者向

け優良賃貸住宅ですね。別な聞き方をしますが、これについては、結局は、例えば去年実績があるわけですから、12年度実績があるし、11年度も実績があるわけですから、9年からのいわゆる措置ですから、これが延長されるということですから、実績はあるわけですから、大体その実績によって13年度どうなるかというのも出てくるわけですね、これ。できてくるわけです。わかるわけですね。もうないんであればないと。そういうのは該当するところはないんだと、こういうことであればもうわかるんですよ。ところが、ずうっと来てるわけで、さらに延長されるわけですから、あればその分全く前年どおり13年度も入ってこない。16年までですか、入ってこないということになるわけですから、当然泉南市の財政に税減で一定影響を及ぼすわけですから、その辺はどうなるかということを知りたいわけですね。

議長（奥和田好吉君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 和気議員御質問の件で3点の分で、まずあるかないかの関係だけははっきり申し上げますと、まずこの資料でいきますと、3番目につきましては1件だけございます。4番目の分につきましては、これは該当する物件はありません。それから、特土地の分につきましてもそういう地区指定はございませんので、該当物件なしということですよ。

1件の分、細かい数字につきましては手元に今持ってないんですけども、個別1件ですぐわかりますので、この場で申し上げるのはどうかと思いますので、あるということだけで、そういうことをお願いしたいと。（和気 豊君「狭小やね。わずかやね」と呼ぶ）額はもうしれております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） これは専決で出ておるんですが、これはどうしても専決でせざるを得ない、そういう状況があるんでしょうか。施行は今年からですが、いつこの法律が——政令というんですか、省令というんですか、それが変わったのか、ちょっとその辺の表記がないので、いわゆる13年度からとだけはなっとるんですが、施行がね。

これが決まったのはいつなのか。やっぱり基本的には議会があるわけですから、専決をしなくていいような法の仕組みにする必要があると思うんですね。

そういう法の関係で、もしこういう形で専決ということになるのであれば、やっぱりそういう地方自治体の議会の審議を保障されるような法律の決め方、国の省令、政令等の決め方をしてもらわないと困ると思うので、そういう点でのちょっと御説明をいただきたいと思います。まず、それをちょっと御説明いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 専決につきまして、なぜこういうことになるのかということの御質問だと思いますけども、泉南市だけでなく、どこの市町村も同じだと思うんですけども、地方税法等関係法律の公布が、これは毎年のごとですけども、3月31日公布ということになりまして、当然、本来でしたら、条例改正でございますので、普通の専決じゃなくて議案提出してやらせていただかないかんですけども、日程的にどうしても3月議会ということで、3月31日公布ということでございますので、事務的にこれは時間的にもさかのぼるわけにもいきませんので、できないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、その国の法律なりこの処置がいつ時点で決まったのかということを知りたいんですよ。それがわからないのでね。

それから、もう1つは、上位法が決まって、それに合わせて泉南市に該当がなくても変えていくんですが、これこういうものが大変多いんですが、これは上位法が決まれば、別に議会で審議してノーと言って、もし内容を変えられるのであれば意味あるんですが、そうでなければもうそれは自動的に専決とか審議をせずに変えるという方法も——意味のないものはですよ。もし上位法が決まったのに泉南市がノーと言って、それが通るのであればこの審議の意味があるんですが、ただこういう形で報告をして、ただ知らずというためだっ

たら、もっと手続上は省いていく方法があるんじゃないかなと思うんですね。

もしこれがここで、これは専決ですけどもちゃんとした議案でノーと言った場合に、国はこう決めただけでも泉南市はこう行くよということはいけないんでしょう、こういう性格のものは。そうあれば、もっと合理的にしていく意味からも、やはりこういう国と地方自治体のこういう条例なり法律の関係は、もうちょっときちっと簡素化して整備していく必要があるんじゃないでしょうか。

峻別していかないと、地方自治体の判断によって違う判断をしても、それが通るのであれば、私は議会での審議の意味は大いにあると思いますが、その点の整理はやっぱり必要だと思うので、その辺の市の見解、それをやはり国の方にもこういう国が決まれば市も自動的に変わっていくようなものについては、そういうような手法を提言する必要があるんじゃないかなと思いますけど、その2点について御説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 2点ほど再度御質問ございましたので、お答えをいたします。

まず、先ほども御答弁申し上げましたけども、公布は3月31日ということでございます。

それから、実施条例と上位法のいわゆる地方税法との関係でございますけども、説明資料等にもあると思うんですけども、役割分担——地方税法の中で言っていることと、その中で例えば申告規定なんかでも、これは条例で定めなさいということになっておりまして、その定める内容を細かく条例でいろいろ書いております。ですから、関連して変えていくということでございますので、直接上位法である地方税法をそのまま写し込んで条例化しているということじゃございませんので、それぞれの役割分担があって、それぞれそういう形でやっておるとということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 公布が3月31日はわかるんですよ。それを決めたのはいつなんですか。だから、ここで審議をする時間、余裕をね、向こう

は例えば10月の1日に決めて、公布は3月31日ですよと決めるはずですね。手続はもっと前にやっとするわけですから。そうしたら、その間に地方自治体も議会で、専決じゃなしにこういうことで施行、公布は4月1日からですよと言えば意味がちゃんと通るじゃないですか。

だから、そういう国の事務はちゃんともっと前からやって、周知期間ということもよく言われますわな。そういう周知期間というようなことももっと拡大して言うならば、やっぱり地方自治体の審議期間もちゃんととって、国が決めてから実際に執行していくのはこの月だと、6カ月とると、これが常識なんじゃないですか。国が決めたからもう専決していくと、何も議会の審議の意味ないじゃないですか。

それと、もう1つは、やはりここでノーと言った場合に変えられるような内容であれば意味がありますよ。しかし、国が上位法で決まったことに従わないかとなるならば、それは整理をして、各自治体で温度差を——温度差というんか、やり方を変えられる部分は出してもらいたいんですよ、もちろん。しかし、国が決まったことを自動的にこちらも直していくような、そういう作業は仕分けをして、もっと地方自治体の審議の手間がかからないように——意味ある審議はいいですよ。意味のない審議は、やっぱり自動的に条例を変えていくというようなことをやはり国との交渉のときに市長あたり行って、こういう国が決まったから自動的に地方の自治体の条例が変わっていく場合に、自動的にいく部分については仕分けをして、そういうような法律の仕組みに変えていくということも、私はこういう合理化というんか改革の1つだと思うんですよ。

こういうように専決で余り意味のない審議をして時間を取るよりは、そういうことをやはり峻別をしてやっていった方がいいと思うので、市長は政治家ですから改革というところはこういうところにもやはりメスを入れていかないと、私は何か審議が形骸化するんじゃないかなと、そう思います。

ここでの判断がやはり1つの主体性を持つのであればそれでいいですけどね、そうでないものは

仕分けをするべきだと僕は思うので、これは担当者が言ったって僕は余りあれなんで、市長、やっぱりそういうように私は思うんで、市長はそのことをどう思いますか、専決の問題と今言ったようなことについて。私はやっぱり改革していく余地がいっぱいあると思うんですよ。ないですか。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） いわゆる税制改正でございますが、御承知のように国税、府税、地方税というように税の役割分担がございます。そういうので今回改正をお願いしている件につきましては、地方税法、直接市町村に関係ある条例の改正でございます。そういったことで、国会では3月31日公布されたということで、時間的に間に合わなかった。これはやはり税というものについては審議が国の方でされてると思いますけども、成立されたのは3月31日であったということで、専決をお願いしておると。

そしてまた、条例の内容をノーということではないんじゃないか、できないんじゃないかというようなことですが、今回の改正——いつも改正はそうですけれども、いわゆる市町村の納税者に対して、市民に対してかわりのある条例は、やはり国の先ほど申しましたように役割分担がありまして、市町村税ということで、今回でも本市の場合は今被災のそういうものはないですけど、もし火災とか災害が起こったときにすぐに適用できるように条例改正をしていただかなくては、納税者、市民の方にも不利益な面がございますので、そういった意味から市町村の条例改正をお願いいたしますと、よろしくお願ひいたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

〔小山広明君「議長、答弁になってないんだから。議長、整理してくださいよ、こんなの。

僕聞いとることと全然違いますな」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 討論する予定は全くなかったんですが、私の質問に全く正面から答えてない

ということで、議案説明に大変不備があると、そういうことをもってこの専決議案に反対をしたいと思います。

今の答弁の中でも、私は3月31日に公布されたんだからと、それだったら初めから専決しかやりようがないじゃないですか、地方自治体は。だから、私は国の方にやはりちゃんと専決しなくていいような周知期間なり、地方自治体の審議時間をきちっと担保してやるのが地方自治体に対しての配慮ではないんですか。

しかも、こういうことは当然3月31日に公布されたでしょうけれども、議論というのはもっと前からやっとなるわけでありますから、当然国の方でも議論を重ねた上で、公布としては4月1日から行うというのは当然でありますけども、しかしそのことは即市民の皆様にも影響があるわけでありますから、地方自治体としても意味があるんであれば十分に議論をしなければならない。

そういうことからいえば、こういう地方自治体の条例の審議をしなければならないものについては、国の方に市長はきちっとやっぱり審議をする時間なり余裕を与えた、こういう公布のあり方を当然審議するべきであります。今言ったように、3月31日に公布されたんだからといえば、どんなことを考えても専決以外にないじゃありませんか。専決というのは特別な場合であって、常に地方自治体というのは議会が開ける状態にあるわけであります。そのためには、どれだけ時間を縮めても1週間とか10日の告示期間も要るわけでありますから、そういう点も含めて国の方にやはり地方自治体の審議権ということを保障するように言ってもらわないと、私たちは責任を持った審議ができない。

そして、私はこの議論の中でも言いましたけれども、国の法律が変わって、地方のこういう条例を手直しをしていくということが、そこでそれ以外にないというのであれば、それは峻別をして、本当に地方自治体での審議内容で変わるようなものについては、もちろんここで議論することが大事でありますけれども、国が変わったことによって自動的に変わるような部分については、やはりこういう議会での審議を省略することも十分私は

可能だと思います。

そういうようなことをやっぱり政治家として向井市長は、国の方に議会の審議権も含めてきちっと今の制度をチェックし、進言をしていく責任が私はあると思うわけであります。何もこの議会が形式的に済んだらいいということではなしに、1つ1つのことをやはり改革という名でやっていかないと、大事なことを審議しなければならないのにこういうものを専決、専決という形で出してくることは、いささか地方自治体の審議権というものを私は軽視していると言わざるを得ない。

そういうことに真正面から答弁し切れない行政のあり方については強く批判をして、この専決には強く反対をしたいと思いますので、議員各位の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号から報告第2号までの2件に関し、順次採決いたします。

まず、報告第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、報告第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、報告第3号 専決処分承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題いたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並び

に内容の説明を求めます。蜷川助役。  
助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

21ページでございます。

専決理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が平成13年4月1日にそれぞれ施行されたことに伴い、本市国民健康保険税条例の一部を改正する必要から専決処分を行ったものでございます。

議案書の25ページをお願いいたします。

条例改正の内容につきましては、平成13年4月1日から商品先物取引に係る雑所得等において課税の特例が創設され、同所得が所得額から分離されることとなりましたが、国民健康保険税につきましては、従来どおり国保税の所得割の税額の算定につきましては分離課税として算定し、政令軽減判定につきましては総合課税として当該雑所得を所得額の算定基礎に算入するという賦課の特例が設けられたものでございます。

改正の規定につきましては、平成13年4月1日から施行し、平成14年度以降の年度分の保険税につきまして適用し、平成13年度分の保険税につきましては従前のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

3番（小山広明君） 同じことを言うことになるかもわかりませんが、今回の場合には4月1日から施行されるという表現になっておりますね。この施行されるというように決まったのはいつ決まったのか。そこだけ明確にお答えをいただきたい。先ほどは公布となっておりますが、今回は施行———条例の問題だからそうだと思うんですが、4月1日から施行するということが決まったのはいつですか。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答えします。

先ほどの税の方と同じでございます、3月31日公布、そして4月1日施行ということでございますので、3月31日決まって、その実施をするのが4月1日ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、公布は3月31日にしたんでしょう。施行は4月1日から、これはわかりますよ。それを決めたのはいつ、どこで———自然成立なんですか、これは。3月31日に国会開いてないでしょう。これ、法律でしょう。政令か何か———これは法律ですね。

だから公布は、うちの条例でもそうじゃないですか。公布は何日からですよ。それを議決するのは、議会で決めるじゃないですか。それを聞いとるんだから、ちゃんと言ってくださいよ。何のためにそれを聞くんかという声もありますからね。そしたら、そのときに地方自治体の審議権ということを考えたら、やはりその周知期間という考え方と同じですね。そういうことを地方自治体に配慮して決めるべきじゃないかということをお願いいたします、私。

すぐ、だからあかんと言うとるんじゃないんですわ。だから、そういうことをいいと思うのであれば、市長もそういうような、国に対して地方自治体のこういう条例の審議をせないかん時間も十分とっていただいて、少なくとも12月議会があるわけですから、9月議会ぐらいに国では決めてくださいと、そういうことを言ってもらったらどうですかと、私は至って建設的に言っとるつもりなんですがね。前進がなければ毎年こういうことを繰り返されるわけですから。それが、いや、それはだめなんだというのであれば、その理由をちゃんと明記してくださいよ。でないと、我々はここで審議しとるわけですから、専決に参加しとるだけじゃないんですからね。そういうことを言っとるんですよ。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 先ほども申し上げましたが、公布が3月31日でございますが、当然それ以前に国の方でいろいろと論議されて決まってくるわけなんです、我々の

手元に届いたのは、公布が3月31日ですので、それよりほん少し前に通知が届いておりますが、3月31日公布ですので、それ以後に届いてるということでございますので、当然国の方はそれ以前に論議はされてると思いますが、我々としたしましては、今時点ではそれ以上の答弁はちょっとできないと思いますので、差し控えさせていただきます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） そういう質問があると思っ  
てないからと思うんですが、もうちょっと議案を  
出すときには、やっぱり専決ですからね、どうし  
ても専決をせないかんといい客観的理由があれば  
わかりますよ。あなたの言うんだったら、3月3  
1日直前に国からやっとな報告が来た。しかし、  
議会は別としても、あなた方は4月1日からやれ  
るようにちゃんと条例整備せな——専決したん  
でしょう。

そしたら、少なくともこんなもの1カ月かかる  
でしょう、こういう整備をするためには。だから、  
あなた方だって時間が欲しければ、議会だって審  
議の時間をいただきたいんですよ。それは当たり  
前のことでしょう。だから、自然成立だったら、  
3月31日に決まるのかもわかりませんよ。しか  
し、国会で議決して、採決して決まるとるん  
でしょう、この問題は。

そしたら、いつの時点で決まったか。あなた  
方だって担当だったら、そういう関連のものがど  
う決まったか、来るまでもいろんな情報を取りな  
がら、そして12月議会に間に合えば、あなた  
方は出せばこれはニュースになりますよ。何も  
専決したらいいんだというような安易な考え  
でおるから、こういうような答弁に終始してし  
まうと。答弁の用意もされてない。

これからは、こういうことはこれぐらいで引  
き下がらねから、きちっと専決をしなくていい  
ように、まずきちっと整備をしていただくと。ど  
うしても専決をしなければならないような問題  
については、そら専決できないとできないん  
ですからね。そういうことをちゃんと整備して  
説明をしてください。

市長、最後にそれぐらいちゃんと答弁してくだ

さいよ、人ごとみたいに思ってなくて。これは  
当然のことでしょう、私の主張というのは、どう  
ですか、市長。国の方に言いますか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公布をもって有効になる  
わけでございますから、それによって措置をいた  
しております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。—  
——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——  
——小山君。

3番（小山広明君） ほんとにこんなの討論し  
たくない。私、当然のことを言っとるわけ  
ですから、市長、そのように国の方に言う  
と言えればそれで済むことではあります  
が、公布が3月31日だからと、これ  
じゃ全く説明にもなってない。来がけに  
市長は私に理由を言って反対をせえと  
言っとるんですが、十分理由を言っと  
るわけですから、市長こそ理由を言  
ってちゃんと答弁をしていただきたい。

だから、私の言うのは3月31日公布され  
ると。だから、もう専決しかないじゃ  
ないですか、それだったら。専決とい  
うのは特別な措置でありますから、  
専決がしなくてもいいように、やはり  
法律の仕組み、手続の仕組みをする  
のは当然じゃないですか。市長は  
専決は楽だからそう思ってるの  
かも知れませんが、議会としては  
専決はいささかやはり問題であります。

そういう点では議会の審議権ということ  
を保障する意味でも、私は国の方に  
やはり専決をしなくてもいい時間  
的な問題をちゃんと考えてほしい  
というのは、当然の地方からの  
国への主張じゃないですか。それ  
を公布が3月31日だから専決  
しか仕方がない。そんないいかげ  
んな答弁では、行政の中では通  
用しても、議会に対しては通用  
する答弁ではない。そういうこと  
でこれも強く反対をいたします。  
説明不足だと。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。—  
——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認  
することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））につきましては御説明を申し上げます。

議案書27ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）につきまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

専決理由につきましては、平成12年度実施事業に充当されます起債が融通決定されたことに伴いまして起債の限度額に変更が生じたもの、並びに決算見込みによる経費執行残の減額など、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正措置を専決処分したものでございます。

29ページをお願いいたします。内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず、歳入歳出からそれぞれ4億6,713万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ215億1,200万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。恐れ入ります、52ページをお願いいたします。

財産管理費の役務費の不動産鑑定料134万円の減額でございますが、これは公有財産の売却に伴いまして不動産鑑定を予定いたしておりましたところ、当初見込みより鑑定件数が減少したことにより減額するものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。老人医

療助成費の扶助費8,000万円の減額でございますが、これは昨年8月より老人医療費一部負担金制度の改正などによりまして、当初見込みより医療費が減少したため減額するものでございます。

次に、60ページ下段から61ページ上段にかけての民間保育所対策費の委託料1,814万6,000円の減額でございます。これは、国の制度改正によります保育単価の改正、及び当初見込みより低年齢児——0歳から2歳でございますが、これの入所者が減少したため減額するものでございます。

次に、同ページの生活保護費の扶助費3,318万円の減額でございますが、これは生活保護における入院患者数が当初見込みより少なかったことにより、医療扶助が減少したため減額するものでございます。

次に、67ページ下段から68ページ上段にかけての商工振興費の負担金補助及び交付金527万1,000円の減額でございますが、これは中小企業事業融資利子補給制度におけます申請者が当初見込みより少なかったため減額するものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。新家駅宮線改良事業費の工事請負費1,857万円の減額でございますが、これは事業内容を精査したこと、及び入札に伴います落札減によりまして当初見込みより工事費が減少したため減額するものでございます。

次に、71ページをお開き願います。都市計画総務費の積立金3,646万5,000円でございますが、これは財団法人泉州都市環境創造センター寄附金を初め緑化事業寄附金などを緑化基金に積み立てるため補正するものでございます。

次に、72ページをお開き願います。公共下水道費の繰出金1,328万3,000円の減額でございますが、これは下水道事業の特別会計の事業確定に伴いまして一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、73ページ下段から74ページ上段にかけての牧野公園新設事業費の工事請負費2,000万円の減額でございます。これは、補助基本額が当初予定より少なかったこと、及び入札によりま

す落札減などによりまして工事費が少なく済んだため減額するものでございます。

次に、74ページでございます。常備消防費の委託料924万4,000円の減額でございますが、これは空港本島消防業務委託料が人件費の縮減などにより当初見込みより少なかったため減額するものでございます。

次に、77ページをお願いいたします。幼稚園施設整備費の備品購入費228万4,000円の減額でございますが、これは少子化対策臨時特例交付金を活用し、園用備品の整備を行った中、落札減が生じたため減額するものでございます。

次に、79ページ下段から80ページ上段にかけての公共施設整備基金費の積立金1億3,000万4,000円の減額でございますが、これは当初見込みより当該年度の事業費の縮小などにより公共施設整備負担金が減少したため減額するものでございます。

また、地方債の追加及び変更につきましては37ページから39ページ、また40ページの第3表では繰越明許費につきましてそれぞれ記載いたしておりますので、よろしくお申し上げます。

なお、歳入の明細につきましては41ページから49ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———大森君。

4番（大森和夫君） 53ページの徴収費と73ページの牧野公園にかかわって御質問いたします。

まず、牧野公園にかかわってですけども、今度こういう新行財政改革大綱の中でもいろんなところで納税証明書ですか、つけるという話がありますけども、ただ、このときにも牧野公園の所有者、牧野公園の土地を持っておられる方に高額滞納者がいらっちゃって、その中で滞納状況がよくわからなかったと、庁内の中でわからなかったという話が決算委員会でありましたけども、こういう場合どうなんでしょうか、納税証明をつけるのか。そういう一定のガイドライン的な指針が必要だと思っておりますけども、その点どのように考えておら

れるのか。

それから、こういうときに、例えばそれと含めて滞納者の場合は幾らかもらうような話があるべきではないかと思うんですけども、前の決算委員会の中ではそういう話はなかったということで、せめて分納誓約だけでもとるのが必要ではないかと思うんです。決算委員会の中では誓約もとってなかったという話なので、この点どのようにお考えなのか、お答え願いたいと思います。

それから、その売買時にその分に関する税金をいただかなかった理由の中に、それが商売がうまくいかなかったということを見込んで税金をいただかなかったということをおっしゃってたんですけども、その成否はどうだったのか。実際にうまくいって商売がいて、納税がきちりいってるのかどうか、その点をお願いしたいと思います。

それから、その際に一緒に、今こういう時代に例えばこの年度も1億円以上の滞納者の方が不納欠損になったりしてますので、そういう債権に負けないような努力ができてるのか、その点も含めてお答えください。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 公園事業をつかさどる事業部でございますけども、公園を新設するに当たりまして当然用地取得をするわけでございますけども、そのときに地権者の経済的状况、そこらは調査はいたしません。

ただ、用地買収に当たりまして、当然起案をして決裁を受けるわけでございますので、税関係の担当の上司と申しますか、所管する上司の方が把握を当然するわけでございますね。そのときの判断は、私はその部署にはおりませんので、小さきといえども泉南市は行政体でございますので、つかさ、つかさで業務を行っておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 牧野公園に関する件で、地権者の納税状況ということで御質問ありました。これにつきましては、そういう地権者が限定されておりますし、固有的にわかるプライバシーの面もございまして、一切御答弁は差し控させていただきますと思います。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長ね、さっき山内さんの話やったら、つかさ、つかさですからお話が来てなかったということなだけども、こういうことはちょっと体制を変えていくべきだと思うんですよ。それは別にどうこうなるわけではない場合もあるし、実際必要な土地やったら買うということも必要やろうから、それは滞納状況に関係なくする場合もあるでしょうからね、それはそれでいいんだけど、こういう税金問題が大きな市の問題になってるときに、やっぱりそういうことが心というか、そういう狭い庁内ですから、連絡が行くようにしていただかないと、収税委員会もありますし、何のためのものなのか。問題が起こるたびに、ガーッと大きな問題になるというのは困りますからね。

その辺きっちりやっていたかかないと、この話は決算委員会の中では市長には御相談になったということの答弁がありますので、市長の方から事業部の方に連絡すれば——これからそういうふうにしていただきたいと思うんです。

その点もお聞きしたいし、中田さんね、前の決算委員会の中では、その滞納分に関しては先日付小切手で払ってるということもお答えになってるわけですね。それも商売がうまくいってるから安心ですよということもおっしゃってるわけなんですよね。

それが急に答えられないことじゃいけないし、これだけの高額滞納者にきっちり払ってれば、入金されれば別に問題ない話なんです。そうでしょう。ちゃんとあなたの前の答弁では、きっちり分納誓約もらわんでももうまいことってますよという御答弁やったんで、今でも大丈夫ですかということをお聞きしてるんです。

もしか大変な状況やったら、どういう手を打ちますとか、誓約をとらなあかんとか、もう一遍体制について考え直しますとか、そういうことをお答えしてほしいことで、プライバシーの問題の話じゃなくて、ちょっと納税に関する一般的な話を聞いているんですよ。27件滞納がある。1,000万を超えるような滞納が10億円あるんですよ。ちょっとそういうことでこの議場に隠さんと決算

委員会で話したことはお話しして、その後どうなってるのか報告する義務がきっちりあると違いますか。ちゃんとお答えください。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 滞納者に対しての徴収、納税交渉ですね、こういったものにつきましては、税法に照らし合わせて厳正に、また時効とか税の消滅をさせないように我々も最善の努力をいたしておるところでございますので、よろしくお願いたします。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 一般的にできてないから議論してるんでしょう。牧野公園だけの話と違いますでしょう。27件の滞納があって、大阪府下で最悪の徴税率、こういう状況をどう考えてるんですか。議員がこうやって徴税率を上げるために努力をしようと思って状況を聞いているのに、門前払いですよ。何1つ答えてない。

決算委員会でお答えになってることも答えてないわけでしょう。あのときには、これは商売に差しさわり——これでお払うことによって、税金いただかないことによって商売もうまいこといく、お金も入る、そうおっしゃったんでしょう。それがちゃんと言うたとおりになってるのかどうか、それをお聞きしてるんですよ。

それから、こういう場合があれば最低分納誓約ぐらいとったらどうですか。あなたからもらってる資料を見ますと、先日付小切手の方3人いらっしゃって、2人の方はちゃんと分納誓約済みと書いてますよ。分納誓約してもらってるんでしょう。1人だけ分納誓約してない。その理由は何かも知りたいし、この点どうなのか。きっちり入ってるのかどうか。なぜ分納誓約しなかったのか。こういう場合、せめて分納誓約ぐらいしたらどうかという提案にもお答えください。ちょっときっちりお答えくださいよ。お願いたします。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私ども徴収する判断として、いわゆる納税者の担税力の能力に応じて各納税者にはそういうような適切な処置をいたしておるところでございますので、よろしくお願いたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——堀口君。

15番（堀口武視君） 今、大森議員が牧野公園のことを聞かれたんですけども、ちょっと観点は違うんですけども、この場で質問していいのかどうかちょっとわかりませんが、ひとつこれが供用されてるということで、この牧野公園についてお聞かせいただくのはこれが最後かなと思いますので、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

先日、何か牧野公園のオープンセレモニーをやられたと。その2日ほど後から地元の方々から、近隣の方々から、ちょっと見に来いと呼び出しがありまして私が行ってまいりました。その中で、オープンをしてるのにどうして街灯がつかないんだと、こういう話がございました。

あるいはまた、子供が実際に遊んで、あの部分について特にボール遊びをよくやられてる。そのボールが公民館の方の道路に飛び出してくる。この辺の施設の危険性の問題があるんじゃないか。あるいはまた、行ったときに植木の添え木がそのまま引っこ抜かれて、植木に大きな添え木が立てかけられてたと。小さい子供が遊びに来る。このような欠点を指摘されたわけでございますけれども、また地権者、あの辺の周辺の近隣の方々に私は予算委員会の中で、ぜひ住民に管理上のいろんな心配をしてるから説明をしてやってくれとお願いをしてたんですけども、それもなかった。あるいはまた、市長のところへ直接その近隣の方からいろんな要望が来てたはずだと、行ったんだという話も聞かしていただきました。

その辺を含めて、どうして予算委員会の中で一応近隣の方々にはこういうことだと説明をしますと御答弁をされてながらやらなかったのか。あるいは、先ほどから言いました施設の不備、この辺についてはどのようなことを考えてるんでしょうかね。お聞かせ願いたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私のところへ要望に来られた方がお1人いらっしゃいました。ちょうど一番線路側の隣地の方でございますが、排水の件でございます、その方の言い分と事業部の考え方もあったんですが、最終的に私の方で調整しまして、

その隣接の方の御要望を受けて整理するようということでしたしております。

その方とは、この間オープンセレモニーがあったときにたまたまおられたので私の方から声をかけまして、どうですかと、こういう形でさしていただきました。要するにU字溝を入れてグレーチングで、車が通るところだったのでふたしてくれと、こういうことでしたので、そのとおり私もできてたのは確認しまして、御本人にも声をかけて、もうちょっといろいろやってほしかったけども、これじゃあないなという感じでおっしゃっていただいておりますので、私に対する要望の件はそういうことできちと整理をさしていただいておりますので、御答弁申し上げたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 公園管理の問題で3点お尋ねがございました。まず照明の関係でございますけども、当初は何か故障のようでもございましたけども、今はスムーズにいて点灯をいたしておるところでございます。

また、子供のボール遊びでございますけども、この牧野公園に限らず、ボール遊びのできる公園、またボール遊びが禁止されてる公園といろいろございます。牧野公園は児童公園でございますので、してはいけないということではございませんが、やはり利用のルールというものも子供に徹底しなければいけないという考えを持っておりますので、今後とも管理の面には十分配慮していきたいというふうに思っております。

それから、植栽の関係もございましたけども、あれは手直しをしたということでございますので、今現在は、きのうも見に行きましたけど、立派な公園であるという認識を持っています。今後十分に市民に親しまれるような公園管理、これについては努力していきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 僕はこの牧野公園の建設されたプロセスというのはわかりませんが、僕は市自身の姿勢が、いろんなさきから打ち上げられてる策定事業、事業計画がたくさんある中で、どうして牧野公園が、突然出てきた事業がこのように早くできるのか、今も納得はできないわけで

す。例えば市民の里にしたって、あるいは聖苑計画にしたって、一般質問でもございましたけれども、早くからそういう事業計画がありながら、その方が手をつけられずに、どうしてこの牧野公園がこんなに順調に早くできたのか、いまだに納得できません。

しかし、周辺の住民の、今管理上の問題をおっしゃいましたけども、近隣の住民の不安はそんなところじゃないわけですよ。オープン当日から、その夜には若者が集まってあそこでシンナー遊びをされてたと。これからそういうことがたびたび起こると、防犯上どのような管理をやられるのか、あるいは今ボール遊びにしたって、僕は公民館側の道の方にせめてボールどめぐらいはつけてやったら、これだけ予算を減額するんなら、そのぐらいの施設をしてやれば、子供に対する思いやりじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。現実にあの公民館の方にボールが出て、何回も事故を起こしかけた。これは利用者の声なんです。だから、その辺も部長、一度検討する余地ございませんか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 公園の利用方法については、これから当然利用者といいますが、当然地域も含めて、また利用する子供たちも含めて十分に使いやすいような公園というのが最大の目的でございますので、検討していきたいというふうに思っております。

ただ、牧野公園につきましては緊急オアシス整備事業で防災を兼ねた公園ということでございますので、ボールが外に出ないようにとか、恒久的なさくを設けるとか、そういうものはちょっと難しいと思いますけども、工夫すればできると思いますので、その件については検討していきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 児童公園で子供の命、けが、あるいはそんなことが起こったら大変でしょう。それは市の責任だと僕思いますよ。そういう施設ぐらいはちょっと考えれば、賢い事業部長のことですから、ちょっと頭働かせれば何ほどもできると思うんです。

それと、1つは初めにも言いましたけども、近隣の住民のそういう防犯上の不安を払拭してやってください。近隣はこの公園をつくってもうて1つも喜んでませんよ。ほんとに喜んでないです。4億近い金を使って住民に喜ばれない事業を僕はどうかと思いますけれども、その辺の不安の解消をする、例えば予算委員会の中で住民に説明をしてやってくれと。やりますと、こういう話だったのに、いまだに何もされてない。その辺の市民に対する不親切さがどうなんですかね、やる予定はないですか。そういう面で心配ないですよというやり方は、やる予定ないですか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 牧野公園について、いわゆる事業の説明を地域にすることは考えておらないわけでございます。当然、地域の代表の方に御説明も申し上げておりますし、管理上支障が出てくるというような場合につきましては、だれからというんでなしに、その不安払拭というよりも、当然防災も含めてですけど、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——松本君。

11番（松本雪美君） 今も管理上のことで意見が出たので、一言だけ私も声をかけておきたいと思うんですけど、街灯が何か深夜になると——街灯というんですか、防犯灯ですか、半分に減るといふふうに聞いたんですけど、それは私、夜中にちょっと確認に行けてないんですけど、その辺聞かしていただきたいのと、それから管理上の問題では、青少年のたまり場になって、そこで今堀口議員からもおっしゃってたんですが、そういうことが起こらないような対策みたいなのは、これからどういうふうに講じられるのか。

それから、もう1点では、きのうも消防団の車庫の前からずっと向こうの道まで歩いたんですけど、いろんな植木も植え込んでくださって、クチナシの花のにおいがぷんぷんして、ほんと気持ちのいいいろいろ工夫されたことがよくわかるんですが、向こうの道に出たところで隣の和歌山側のおうちの自動車の出てくるところには鉄板がかか

ってまして、公園の前にはグレーチングかな、隅切りしたところにはグレーチングがかかっているんですが、その真ん中に板が置いてあって、その板がもう弓になって反ってるんですよ。私、あ、こんなところになぜ板があるのかなと一瞬思ったんですけど、どうせ4億円もぜいたくにお金をかけて工事をしたんですから、何かそういうちぐはぐなところが残されたまんまになってることに、ちょっと何か何とも言えん嫌な思いがしたんですよ。

だから、その辺ではきちっと整備するんならするで、最後まできちっと整備をするべきじゃないかなと、そういうふうに思うんですよ。それで、その板を外そうと思ったけど、板は何かネジでつけられてるのか外れませんでした。それは外れないように工夫したんだと思うんですが、あれはもう多分あの上を自動車が100回ぐらい通ったらもう折れてしまうのと違うかしら。そういうふうな感じでした。

だから、その辺管理の問題と、ちょっと整備が不十分なところがあるんじゃないかなと思ったんで、加えて意見を述べさせていただきました。

議長（奥和田好吉君） 今のは意見だけ。

〔松本雪美君「答えてください」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 公園にあるのは、あれは防犯灯ではございません。利用者のための照明灯でございます。現在8基ありまして、1基はソーラーシステムの電灯でございますけども、確かに夜中の12時を過ぎますと4灯に減灯しておるわけでございます。ただ、暗いというようなことじゃございません。私も確認に夜中に行きました。道路よりもかなり明るいんです。十分に利用もできるような明るさでございました。

それと、たまり場になるということでございますけども、オープン的な公園でございますので、夜中に閉めたり、利用の多いときにあけたりとか、そういうのは管理上大変難しゅうございますので、これはどこの公共施設と言わず、防犯についてはなかなか難しい部分がございますので、できるだけそういうような悪の巣というんですか、いたずらができないような工夫も当然加えるべきだというふうに思いますが、牧野公園に限っていえば、

かなりオープン的な、両側も道に接しておりますし、見通しのきく部分がございますので、一般的にはなりにくいとかだというふうな感覚を持っております。

それから、鉄板云々のことでございますけども、あれは牧野公園の区域外の個人の方の専用の通路でございますので、行政がどうこうすると、手を加えることはぐあい悪いというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 助役さんに逆らう気はないんですが、ちょっとだけ物を言わせていただきたい。

繰越明許ですね。総額で7億5,000万もあるんですが、やはり提案されるときには、これが1つの減額の大きな主題ですから、この理由については各項目にわたってわかる程度にはお述べをいただきたいなど。述べていただいてませんよね。私、一生懸命聞いたんですが、時々このごろもうよわい——1つの段を上がりますとちょっとぼけますので、その辺もお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、教育委員会に、きのうはほんとに懇切丁寧な、詳細にわたる御説明をいただきましてほんとにありがとうございました。私、十分聞かしていただきました。その上でまだわからない点がありますのでお聞かせをいただきたいと思うんですが、77ページの学校管理費、職員手当等で超超手当というのがあるんですが、大体僕は義務教育諸学校における職員さんというのは府費職員だと思うんですが、市職員さん、この職員さんというのはどういう仕事をされているのか、ちょっとお示しをいただきたい。

学校のいわゆる教職員の先生、教諭、それから事務職員、そのほかにどういう職員さんがおられるのかですね。今言うたのは府費職員ですが、市職員にどういう人がおられるのか、ちょっとお教えをいただきたいと。この中身と含めてお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

以上2点でございます。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 議案説明につきまして説明不足であるという御指摘をいただきました。議案説明につきまして、これまでから種々御指摘もいただいております、そのたびに改善をしてきたところでございまして、資料添付等の工夫もさしていただいておりますけれども、確かにおっしゃるとおり、今お述べになった部分について説明いたしておりませんので、今後説明の仕方については、また御指摘もいただきまして、できるだけわかりやすい説明に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。中身につきましては、担当の方から御説明申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 繰越明許費の関係でございすけれども、一番上の総務費の総合計画策定事業で1,200万円繰り越しをさしていただいております。これは、平成10年度から総合計画の見直し作業に着手をいたしてございまして、10年度につきましては市民意識調査や基礎調査を行ってございまして、11年度は基本構想、基本計画の原案の作成に着手をしたところでございまして、12年度につきましては、その基本構想、基本計画案についてワーキンググループ、策定部会、専門委員等で議論を行ってございまして、その作業が若干ずれてきておるとこのことの中で、今回繰り越しをさしていただいたものでございす。

今後は、現在も策定委員会までその議論が入っております、7月の初めにはその策定委員会の議論も終了さしたいというふうを考えてございまして、その後総合計画審議会の方へ諮問という手続をして、我々としては9月議会に上程をしたいなという気持ちで現在頑張っておりますので、御理解賜りたいというふうに思っています。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 繰越明許につきましては、また後の報告第9号で明細を上げておりますので、このときにも詳しく御説明をさせていただきたいと思っておりますが、事業部所管の繰り越しにつきましては、第5款の農林水産業費及び第7款の土木費の3件と、合計で4件の繰越明許をお願いしておるとございす。

まず、今御提案申し上げてるのは第7款土木費の道路橋梁費でございますけれども、道路新設改良事業の2,300万円、これにつきましては3月の、今回の補正をお願いした道路新設事業でございます、経済対策によって起債率100%、それから交付税充当率45%という充当の制度がございますので、これに乗りまして、当初13年度で予定した事業を前倒しで改良事業を行うものでございす。そのうち、工事費の2,300万円を繰り越さしていただいたところでございす。

次の土木費の都市計画費の砂川樫井線の新設事業の繰り越しでございますけれども、6億7,127万5,000円でございます。これにつきましては、アルミニウム工場の移転を行ってございすけれども、3月末に設備の移転でございますけれども、完了しなかったということで繰り越したわけでございます。このアルミニウム工場の移転補償につきましては、休業せずに、製造工程をやめずに新しくつくって、そこに製造を停止せずにすぐに移るとございすので、新しい施設の方が調子が悪くて年度内にはできなかったということで、旧の工場も併設しておったわけでございますので、移転が完了してなかったわけでございます。現在は完了してございすけれども、それによって繰り越しを行ったわけでございます。

それから、同じく都市計画費の牧野公園の新設事業でございますけれども、これについて金額で4,338万7,000円を繰り越しさせていただいております。これにつきましても年度末に工事そのものが完了しておらなかったということでございすので、繰り越しをさせていただきます。これも現在はもう既に完了してございす。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 御質問の77ページの学校管理費の分で、職員手当の減でございますが、これは学校用務員の超勤手当の減でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） よくわかりました。ちょ

っとこれは確認だけしておきたいんですが、繰越明許の道路新設改良事業、これは前倒しでやったんで、ばたばたっというゆる13年度予算を前倒しで執行するということだったんで、まだ具体にはどこどこを新設し、改良する、整備すると、こういうことはまだわかっていない。どの部分がおくれているかというのは具体には出ないんですね。出ないんですね。そういうことでよければ、違わなんだらまたお示しをいただきたいと思うんですが、ちょっと1点だけ簡単に。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） この3月補正におきまして工事請負費2,300万円、公有財産購入費4,149万6,000円を計上させていただいて議決を得たわけでございます。このうち、公有財産購入費の方は、これは公社からの買い戻しでございまして、年度内に施行しております。街路事業といたしましては、市の認定道路であります男里北線でございます、工事についてはこれは全額未契約繰り越しといたしたものでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと私も今聞いてはっきりいたしました。ありがとうございます。

学校管理費なんですが、用務員さんというのは、昔、僕らの子供のときには——ちょっと言葉が悪いから、また差別用語になったらいけないので、用務員さんですね。いわゆるチリンチリンとかねを鳴らしてよう教室へ入れよなんてなことなんかをやってくればった、そういう人ですわね。いろいろなことを、小さなことなんかをやっていただける方ですね。市長、言うたろと思って手ぐすね引いて待ってるようやけど、そうはいかん。

だから、学校なんかで物が壊れたときに、それを修繕していくような、営繕の仕事なんかもこの方はやっていただけるわけですね。そういうことですね。いや、そうでなければそこどうなずいてくれはって結構です。そういう仕事でしょう、簡単な営繕の仕事は。そういうこともこの人の仕事だと思うんですが……。

それで、超勤手当が減額になってるんですね。最近、よく企業ではサービス残業というのが平気

でやられとるんですが、私はよく市から提供いただいている資料なんかで見ましても、超勤が少なくなるというふうなことは、例えば中学校の問題行動で器物損壊というのが12年では63件、11年の21を3倍するような数字が出てるんですね。用務員さんの仕事というのは、かなりふえてくるのではないかなというふうに思うんです。

そういう点で、少なくなっているということは、結局やっぱり知らん間にサービス残業させられてるのかなと、私すごく斜めに物を見るのが好きなので、そういうふうにもう見てしまうんですが、そうでなければいいですよ、そうでなければね。やっぱり生徒の数も中学校の方はむしろふえてきておりますし、器物破損なんかはもう小学校なんか全然ないのに、どっとふえてきてる。

そういう状況の中で、そういう仕事でしょう。営繕もやられるわけでしょう。当然、仕事がふえると。3倍ぐらいになってるわけですから、その辺が逆に数字では減ってきてるということはどういうことなのか、理解できなかったので質問したんです。

その辺はどうなんですか。営繕等はうまくいってるんですか、修理なんかは。トイレは国から補助ついてるけれども、なかなか金がないということで1個ぐらいで耐えておられますけれども——いや、耐えてるのは子供たちですわ。おたくらは金を出す方ですから、金を出さんならすっとしはるかもわからへんけど、子供たちに耐えることを、忍ぶことを教えておられるわけで、これも教育かと思えますけれどね。一遍その辺お示しをいただきたいなと思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 用務員の職務につきましては、基本的には大きくは生徒用の湯茶の用意とか、またあるいは草取りとか、校内における雑務的な中身も含まれている職務がございます。そんな中で学校の行事におきまして、日曜日とかそのあたりに行事がありまして、そのあたり用務員が出勤する場合があります。そのあたりで超勤というようなのが出ますが、そのあたりの超勤の減となったということなんですが、これは中学校4校の分でございます。

大きく物がすごい壊れ方をしたとか、そういうようなあたりは当然専門の業者で修繕を賄いますし、ある程度、程度によってはいけるものとしては教育総務に営繕の担当もおりますし、用務員さんにおいては生け垣が壊れたとか、そのあたり簡単なものはやっていただいているような状況もありますけれども、大きな故障、修理というのは、やっぱり業者で対応させていただいておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

〔和気 豊君「まだそんなやりとり途中やないか。さっきは確認しただけですがな。答弁なかったから確認しただけですがな」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 一たん座ってください。

あと何名ありますか。——和気君。

19番（和気 豊君） 私、現場でいろいろそういう用務の方ともお話をいたしました。身近な、器物破損等、泉南市が言われているいわゆる業者を入れて修理をしなければならぬ以外の日常茶飯事に起こっているような小さな仕事というのは全部私やります、こういうふうに言っておられますよ。そして、時間がなければ事務職員の皆さんにもお手伝いをいただきますと、こういうふうに言うてはるんです。ふえてる分はね。

中学校はごっついそういう荒れの問題で、小学校は4,229人に対して12年度は4件。ここでは236件、12年度はね。11年度から65件もふえてる。こういうのは全部基本的には目に見えないものも含めて——目に見えないものを入れればもっとある。現場で処理してはるんです。事務職員の皆さんの仕事にもなっているわけです。

その分、事務職員の皆さんがこういう仕事をされますと、非常に事務の仕事が手つかずになって、学校の現場のいわゆる教諭、教職員の皆さんにもお世話してもらわなあかん。こういうことで、ほんとに現場では大変な状況が、まさにこの荒れを反映して、一般教育、いわゆる授業が成り立つような学校にしたいと。非常にいいことですよ、これね。せんだって御答弁いただきました。そういう状況をつくり出すために、現場では大変な努力をしてる。

ところが、教育委員会は現実にこういう問題のある中学校、それも700人近い中学校に事務職員を1人、一方では170人の小学校に2人を配置される。これはどう見ても、教育のあり方から考えても、いわゆる事務処理の効率化、これをやられていく上でどうしてもきめ細かな学習指導、これをやっていくために、補うために、一般の先生が事務職を、事務職員がやるような仕事をせんでもいいように、教育に専念できるように、そういう配置が目的でしょう。そこに原点があるわけでしょう。

ところが、一方では今まで2人いたのをちょっと人数が減ったからといって1人に減らす。170人のところには2人いる。これは、何か学校が意見を言うてきたのをそのまま教育委員会ほうのみにしたような、そういう言い方をされたけれども、この文書では教育委員会がその中から選んで推薦をして府教委に届けるんだと、こういうふうになってますがな。教育委員会の見解はどうだったんですか、そのことについては。現場の本当の授業が成り立つ、そういう学校にするための努力、見えないじゃないですか、現実には。どうなんです、その辺は。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 学校事務職員の件での御指摘がありましたので、答弁をさせていただきます。

きのうも申し上げましたように、今般のいわゆる事務職員の配置につきましては、いわゆる定数的配置ということではなくて、3年間のいわゆるモデル校による研究実践を、これは全国的に展開されておるわけですが、その1つのケースとしてやっておるわけございまして、具体的中身につきましては2点研究の趣旨がございまして、

いわゆる学校事務の共同実施に関する実証的な研究をやること。2点目に、議員御指摘のいわゆる教職員の事務軽減と。逆に言えば、事務職員の職務の確立と、こういう2点の研究目的を持った実践協力モデル校の推薦ということでございまして、確かに信達中学校におきましては平成12年度と思うんですけども、これは事務職員の配置に関する標準法——議員も御指摘あったと思うんで

すけども、そこで明確に数字的に中学校の場合は21学級と思うんですが、従来21学級維持してたものが20学級に落ち込むということの中で、これはもう標準法による定めですから、現場の苦勞とかいう面は別ですよ。

そういう制度の中で運用してる問題でございますので、これは現場の大変な苦勞については教育委員会としても御支援せんといかんとは思っておりますが、制度の運営上やむを得ないということですから、今般の実践協力モデル校とは施策を異にするものでございます。

具体的手続でございますが、きのうも申し上げましたように、3校から学校長を通してこのモデル校を受けたいという御希望がございましたので、学校現場のヒアリング等も実施し、府教育委員会の方に私どもとすれば3校現場から手が挙がってくるので、ぜひとも措置をしてほしいという取り扱いで府のヒアリングを受けたところでございまして、結果として職員の措置でございますので、制度上府の教育委員会の方で決定した結果を私どもはいただいたと、こういうことでございますので、いわゆる推進校における同和加配とは全く性質を異にするものでもあるということもあわせて申し上げまして御理解を賜りたいと、このように思います。

議長（奥和田好吉君） 質疑の途中でございしますが、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 6分 休憩

午後1時13分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の議事を継続し、報告第4号に対する質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。———上山君。

10番（上山 忠君） 57ページの老人福祉費の中で、街かどデイハウス事業補助金533万7,000円減額されてるわけなんですけども、この制度は多分新ゴールドプランの中で学校区に1カ所を設置するという形の中で、運営補助金という位置づけであると思うんですけども、多分予算としては1,400万ほど計上されてる中で、この533万7,000円の減額ということについての御

説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 質問にお答えいたします。

57ページの街かどデイハウス事業の補助金533万7,000円の減額理由でございますが、当初予算におきましてはふれあい型の街かどデイサービス事業、これを2カ所予定をいたしておりました。積算を申しますと、定額の600万円、プラス初度調弁費の100万円、合わせまして700万円を2カ所予算化させていただいたわけでございますが、実際上では生きがい型事業で事業を開始したということでございます。これにつきましては定額でございまして、1時間当たり580円という基本単価がございまして、それに時間数を掛けるという形でございます。

そして、現在団体が2カ所あるわけでございますが、1カ所が12年4月1日より運営をしたと。もう1カ所につきましては年度途中、9月1日から運営を開始したということで、533万7,000円の不用額が生じてきたということでございしますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 団体2カ所ということで、これ1カ所で1日5人で4時間の計画ですわね。そういう中で運営委託、当初の開始でやったときに生きがい型で開始したということで、こういう事業をやられる方が少なかったということで、当初2カ所というやつが1カ所は年度初めからですけども、もう1カ所は年度途中からということで、積算した結果、533万7,000円の減額になったということによろしいわけですね。

そしたら、今後の計画として、どういうふうな計画を立てておられるのか、その辺お願いします。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答えします。

現在、今申し上げましたように2カ所、新家に1カ所と、それと樽井に1カ所ということでございますが、今後の計画ということでございしますが、13年度、今年度の繰り越しにもお願いしておる

わけでございますが、鳴滝の老人憩いの家で来年度から1カ所という予定をいたしておるわけでございますが、これを含めると3カ所という形になりまして、これで大体需要をある程度満たしているんじゃないかなというような考えでおりますが、今後その需要の動向等見きわめながらまた必要であるか、必要でないかは検討して、その時点で判断してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 本年度になるのか来年度になるのか、もう1カ所ふえて3カ所ということですけれども、せっかく予算をつけたんで、なるべくこういう老人福祉という観点から見たときに、多分介護保険も絡んでくるとは思うんですけど、やっぱり当初の予算の計上の仕方が甘かったんかということにもなるんで、やっぱり減額するとしてもこれだけの500万に上るような金額の減額というのは、やっぱり老人の福祉政策の中でのもっときめ細かいリサーチというのができてないのと違うかというような感じもするわけなんで、その辺を含めて今後この辺のところの運営をよろしくお願いしときます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） これは実質的な決算だと思うのですね、12年度の締めました。そういうことで、金額的には4億6,000万円という減額ですから、中にはふえたものもあるとなりますと、もっと金額的には大きくなる減額ではないかと思えます。

そういう中で、この施設整備費なんか余ってる、学校施設なんかの問題にしても、公民館とかいろいろところの修繕とか、そういうものが余ってる問題とか、器具購入なども減額になってると。こういうのは十分に施設整備なり備品なりはそろってないのが一般的じゃないかなと思うんですが、こういうように減額されてくるというのは、こういうものは十分予算が余るといっても、当初考えておったものよりも実施して余れば、予算をそういう備品整備とか修繕には回せるような、そういう性格ではないかと思うんですが、こうい

うものをこういう形で大きく減額をしてくるというのは、一体どのような姿勢でこれやってくるのか。

よく言われる、お金がないからということで、余ったものは極力流用せずに減額して、次年度の予算に回すというようなこともちょっと聞いとるんですが、それはちょっと予算のやり方としてはまずいんじゃないかなと。全く違うところへ流用するのはもちろんだめですが、許された範囲でお金を有効にその事業、事業ごとでやるというのは当然だと思うんですが、そういう運用というのははしなくなったのか、どう考えてるのかをまずお聞きをしておきたいと思います。

それから、個々にいきますと——個々にいきますというよりも地方債の最後の計算が出るとんですが、これには238億円ということで年度末が出ておりますが、これはもちろんこの時点でのいわゆる原資、もとのお金ですね。これにどんだん年がたてば金利がかさんでくるわけですが、こういうものも含めて将来は返済をしていかないといけないと思うので、これに係る金利についてはどのようなボリュームとしてお考えになつてるのか、その辺をちょっと御説明をしておいていただきたいと、そのように思います。

それと、79ページの利子というところで、説明書きのところに会計課一時借入金利子ということで1,100万ということが減額になっております。こちらの補正前の額ということで9億1,400万というのは、これは一時借入だけのものではなくに地方債、公債の全体の金利のように思うのですが、この辺の書き方についてちょっと御説明をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 小山議員御質問の学校施設整備費の関係でございますが、今回学校施設整備には減額補正等はさしていただいておりません。ただ、幼稚園施設整備費とか社会教育の関係での関係、公民館とかの関係で減額補正を上げさしていただいておりますが、学校施設整備費についてはございません。よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から、まず施設整備とか器具購入という形で減額されていると、今教育委員会の方から御答弁ありましたけれども、それにつきまして一応一般的なことで御説明させていただきます。

まず、予算の計上していただいた中でその事業を実施させていただくと。そういう中で、例えばその事業を行う中で落札減とか、そしてまた事業の規模が縮小されたとか、そういう形の中で当初予定よりも経費が少なく済むということで減額と。それは個々に減額という形でさせていただいてると。

そして、予算につきましては当然年度内ということですので、次年度の流用とか、そういうことは一切あり得ません。

そして、あと79ページの市債の利子の関係でございますけれども、市債の利子につきましては、これは当初一応利率を3%という形で見込んで利子を予算計上させていただいてます。その中で、一部利子がかかなり下がってきているとか、そういう分の関係で減額になってるということでございます。

以上でございます。（小山広明君「こっちの9億円は」と呼ぶ）

9億1,400万円とおっしゃいますのは、当初起債の利子の償還金という形で予算化させていただいてます。それが減額ということで、今回の場合は41万5,000円が減ってきてると。そして、一時借入れにつきまして1,179万4,000円の減ということで、トータルいたしますと1,220万9,000円の減ということでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 金田部長からは学校関係ではないということで、幼稚園関係ではこれは77ページに園用備品購入費228万4,000円が減額になっておりますね。それから、同和教育費の中で76ページなんかでも72万というのが減額になっとるんですが、特に同和問題というのは啓発をしていくというようなことで、こういう部門での減額というのは、やっぱり今の趣旨からいっ

ても、なぜこういう減額をされたのかということがちょっとわかりません。

それから、これは同じ社会教育費の中で、78ページの需用費で修繕料ということで37万8,000円、その下の器具購入でも62万4,000円、それからその下の備品購入でも34万3,000円というように、こういう当然ある意味のソフト面、そういう設備をつくられて十分市民が使うためにやっぱりこういう備品を整備していく。

体育館などでもシャワー関係が建設したまま修繕されてないとか、そういう公共施設のそういう備品修繕というのは十分でないのはだれでもわかってるわけですから、クロスがそのまま破れておったり、そういうようなことが目立つところもあるので、こういうものはやはり十分予算を消化してやっていただくというのが趣旨じゃないでしょうか。

だから、先ほど私が言ったように、こういう余ったものをちゃんと正規な形でほかに回せるのに回さずに、余ったものはこういう減額として上げて、次年度の予算に回していく、それを流用という表現が悪いのかわかりませんが、そういう次年度への流用をしておりませんというように答えられましたけども、そういう余ったものはその科の中で十分正規に使えるものを使わずに、こういう形で減額に上げてきて、予算全体的にはこれでも1億6,000万くらい赤字が出たということ言われておりますけど、こういうことをしてもそういう状態ですから、そういう財政的なことでちょっと変則的になっとるんじゃないかなという感じを持つので、そうではないのかということをお聞きしとるわけです。

先ほどの9億1,400万円は一時借入金利子で書いてあるから、一時借入金だけで9億あるのかなと、こう僕は思ったんですが、そうじゃなしに、いわゆる地方債全体の金利ということですね。それはそれで結構です。

それから、先ほどの議論の中でちょっと私も腑に落ちないところがあるんですが、いわゆる牧野公園なんかでも、その購入する相手に滞納があるんじゃないかというようなことで、いやそれはそこまでは買う側はわかりませんと。そら買う側は

わからないでしょう。それから、収税する方もその事業のことで個々にはわからないと。

しかし、全体的には市長あたり、助役あたりが全体の中で市民感情なりいろんなことを踏まえて、やはり公共事業のちゃんとしたあり方の中で、そういう滞納をしておる方から土地を買うというのは、トータル的に考えたらやっぱりまずいんじゃないかと。これは納税証明の考え方の1つの僕は延長されたというか、範囲内だと思うんですね。

やはり市民の批判を受けない形で事業執行しないといけないとあれば、個々の事業部、事業部ではわからないでしょうけども、トータル的なところでは市長あたりや助役がそういうことをチェックをして、そういうことをちゃんと整備した上で購入すると。そして、その買った土地については公共施設としてちゃんと気持ちよく使っていただく。

これは行政効果からいっても、事業効果からいっても、当然考えなければならないところですね。そういう点で、そういう配慮が欠けておるんじゃないか。全くそういうことは議論も考慮もされずにやったのかと。先ほどの議論を聞いておりましたら、そうとしか思えないので、恐らくそんなことはないと思いますので、そういう点ではどのように具体的に対応されたのか、その辺をちょっと御説明していただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。  
教育指導部長（吉野木男君） 76ページの同和教育費の減額補正について御説明申し上げます。

72万の減額補正をした理由でございますけども、当初予定しておりました印刷物、リーフレット類の仕様変更をいたしたことで、それからそれぞれの印刷物の入札減によるもののトータルが72万円という形でございます。したがって、事業そのものを縮小したということでは決まらざるでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。  
助役（上林郁夫君） 税金問題にかかわりまして牧野公園の件の質問でございますが、総括的な立場にある私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

当然、牧野公園につきましても私どもは横の連絡も十分とって実施をしております。これにつきましては、収納検討委員会も当然でございます。そういう中においてもやっぱり総合的な判断はせんといかんということで、牧野公園につきましても横の連絡も十分とらしてもらっておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。これからそういうことの連絡を十分とっていきたく、かように思っております。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。  
教育総務部長（金田峯一君） 幼稚園の事業でございますけれども、これは先ほど吉野部長も申しましたように、少子化対策事業としまして、平成12年度につきましては幼稚園の関係につきましては、2,070万円の予算を持っておりましたが、ほぼ9割方事業をやっております。残事業があるということで228万4,000円の減とさせていただきます。

同じく社会教育の関係でございますが、78ページでございます。需用費のことでございますが、これは修繕料、IT講習用の環境整備ということで、修繕ということでIT講習を行うための施設整備という格好で修繕がありましたが、軽微な修繕となったため減額となったものでございます。

それから、備品購入費でございますけれども、これはIT講習用のパソコン等備品の購入をいたしましたもので、これはパソコンを126台購入いたしました。これは入札減というものでございます。

それから、公民館におきましても備品購入費、器具購入費でございますが、これも少子化対策でございます。その入札差金が生じたこと、減となったということでございます。34万3,000円の減となったものでございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。  
3番（小山広明君） IT絡みと少子化対策ということで、これは使い道が限定されるから、少し余ったから公民館そのものとか、そういうものの修繕に回せないのかどうか。お金に色をかけたわけですから、それはやっぱりできるんじゃないかなと思うんですね、それぐらいの運用は。だ

から、やっぱり余った分については公民館なり幼稚園なりのそういう修繕、整備に回して、予算を組んだのはちゃんと使っていくのが市民サービスにそのまま即イコールになるわけですから、儉約したってだれも喜ばんわけですのでね。そういうことでしていただける範囲があればお願いをしたいと。

それから、上林さんの御説明で、当然横の連絡はやっておりますということの認識が事業部長なり収税する側には伝わってなくて、先ごろのああいう答弁になってるわけですね。だから、それはやっぱり市民からいえば、そういううわさなり声があるわけですので、あえてあの周辺にはいっぱい市が——市とすれば使えないという理由は立つんでしょうけども、駅前整備に絡んでいろんな土地を代替も含めてあの周辺にいっぱいあるわけですからね。わざわざなぜ変形的な、公園というには余りにも形の悪いものを買うのかと。そこに、そういう滞納をしとるといふうなうわさもあって、そこは政治的に行政的にもちゃんと判断をせないかんと。これは当然ですね。

あなたが連絡は当然しとりますと言えば、それは結果にあらわれてもらわないと困るので、そういうこともあなた方は市民の中に声としてあれば、どういう形でそういうものに対応したんだと。だから、市は厳正にそういうようなうわさなり、市民が思っていることではないんですよというようなことを市民にも十分これは説明する責任があるんじゃないでしょうか。

もうこれは事業が終わっておりますから、やはりこのことについて市がこのことをやってきた1つの説明を私は市民にしないと、かなり牧野地域なりあの辺では、何で今ごろあんなとこへ公園つくのかと。財政問題も含めて、私も二、三聞いたことがあります。

しかし、滞納とか税のことは私たち議員といえどもなかなかわからない面があるんですが、まちにはそういううわさがいっぱいはいびこってるわけですから、それがやっぱり市の収税業務にも支障を来しとるといふのは事実なんで、そういう点であなたがせっかく総合的に判断をして協議をしたと言うのであれば、その成果をやっぱり市民の前

にきちっと説明をし、議会にも説明をしていただきたいと。

言える範囲でこの成果、処置について御報告いただけたらありがたいんですが。それだけきっちりいただいておけばそれでいいんで、そちらの答弁もちゃんと整理してお願いしますよ。私たち議員だけに整理されると困りますんで、私はそういう点で聞いとるので、せっかく連絡もしたと、調整もしたということですから、どういう調整をしたのか、そのことについては市民にちゃんと説明をする必要があるという、この明確な2つの質問なんで、明確に答えていただきたい。よろしくお願いします、再質問せんでいいように。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 明確にということですので、一応私の方から。

結果の成果はある程度議論の余地があるんですけども、私どもは詳細にある程度この契約はいつやる、そういうところまで横の連絡をとっております。ただ、その担当、担当によって結果的には成果が上がらなかった点があると思うんですけども、やはり事業を起こすについては、今回税の拡充を図る必要があるという観点から、十分そういう詳細についての横の連絡もとらしていただきました。牧野公園につきましては、一例を挙げればそういうことでございます。御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

〔小山広明君「成果や。したのわかったわ」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

〔小山広明君「ちょっと議長、何も答弁してないですよ。議長、聞いてたらわかるように、何をしたか聞いとるんだから。議長、それは困りますよ」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 東君。

6番（東 重弘君） 静粛に。私の時間です。12年の最終補正でございますので、若干関連になるかと思いますが、少しお聞きしたいと思います。

雑入の件なんですけど、減額オンリーなんですけど、教育長、最近学校の施設が相当荒れてるという話を耳にいたします。あなたが就任されたときに、ある中学校で私が質問させていただいた。貴重な

金を使うんやから、ある意味では衆人環視のもとに施設を壊す。決して夜入ってきて壊すもんじゃない。必ずわかるんやから、わかったものについては、生徒に賠償能力がなくても父兄に請求する。あなたがたしか答えられた。

雑入でこれ増額されてません。8号やから、私の記憶違いで7号までに補正をされてるんかもわかりませんが、そのままに賠償というのはこの雑入の補正ということになると思うんですが、12年度にこの8号までに入った金があるのかどうか。そして、ないとすれば、今荒れてるのは長年の使用の耐用に耐えなくて荒れてる、こういう解釈でいいのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。  
教育総務部長（金田峯一君） 雑入の件でお尋ねでございますが、例えばガラスを壊したというようなあたりでの補償の問題は、そのやった人が明確にわかれば、当然その本人に負担していただく、その保護者に負担していただくということでございます。それにつきましては、業者にガラスを再度修繕ということで入れさしていただいて、それにつきましては保護者と業者との間の話で修理を完成するというところでございますので、ここに雑入としては上がってございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 東君。

6番（東 重弘君） いや、私の言ってるのはガラスじゃないんですよ。この前にトイレのドアがないといって予算をつけたんでしょう。そんな現物を工事業者に買うようなことを聞いてるんじゃないんですよ。恐らくこんな議員にまで荒れてると聞こえるのは、そういう非常に困った状態のものもあると思うんですね。当然、トイレのドアなんかもないんやと思うんですが、こういうものは業者と父兄と話してて、その後また来年予算つけて直すんですか。

そんなこと聞いてないんですよ。ガラス1枚や2枚の話してるのと違うんですよ。この前に教育長ね、ない金をそこに回すんやから、大事にしてくださいよ。そしたら教育長も、大切な行政財産やから壊したのがわかったら弁償さすと、こういうお話をされたんで、私は質問してるんですよ。

金田部長、ガラスの話ではないんですよ。弁償さすと言ったではないですかと言うてるから、雑入に入ってないんかと聞いている。ガラス1枚や2枚の話と違う。議長、こんな質問回数に入れられるとどないもこないもなりまへんで。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。的確に答えてください。

教育長（亀田章道君） 東議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

器物破損等でその当該者がはっきりわかっている場合には、確かに本人に支払能力がなかったも保護者にお支払いをいただくというような、そういうことで私、答弁を申し上げたと思います。現実、確かに器物破損等が生起しておりますけれども、今私の手元といいますか、それについて、そのすべての器物破損等についての親御さんからの補償が幾ら入ってどうというようなことは、ちょっと今手元に持っておりません。

現実の問題、確かに老朽化とかそういった形での施設の設備もあろうかと思いますが、集団でやった場合だとかその辺のところ、ある程度特定ができてる部分についてはその支払いをしていただいて、業者の方とやっていた部分があるかもわかりません。ちょっと一度その辺のことにつきましては調べさせていただきたいと思ひます。

議長（奥和田好吉君） 東君。

6番（東 重弘君） ちょっと教育長、今答弁ね、少し問題あると思うんですよ。最終補正でしょう。あるかないかわからんけど、ないんじゃないですか。あつて上げてきえへんかったらどうして決裁するんですか。財政当局、今の教育長の答弁、問題ないかな。あるかもわからんというように聞けるんやけども、それじゃ補正出さんでええんかな。そういう答弁で石橋さんよろしいか。

議長（奥和田好吉君） 議員は3回と決められておりますので、答弁の方も……（「2回や」と呼ぶ者あり）3回にしております。今議会で3回にしました。これは、議長の判断として3回まで許しておりますが、そこらはきちっと答弁をしてください。でないと前へ進みませんので、答弁はきちっとしてください。金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほどガラスの件も申しあげましたけれども、トイレとかその他破損の関係でなった場合、そのやった当事者が特定できればいいんですが、特定できる場合は当然学校との話で一応その処理をいたします。特定できない場合は、やはりそれは1つの修繕として...（東 重弘君「ないんやったらないでええ」と呼ぶ）ですから、今現在そういう雑入として入る分としてはございません。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——成田君。

〔東 重弘君「議長、ちょっと待ってや。そんな答弁になってないがな」と呼ぶ〕

18番（成田政彦君） 雑入の問題で、あるかないか、今部長はないと言ったけど、あるかないか、あったらどうですか。これ、最終の補正でしょう、僕監査しとるから。集計された公金が教育委員会の金庫にあるかないか。教育委員会の金庫にお金があるかないかということを教育長、言うとるんだからね、統一してくださいよ、そんな答弁、あるかないか。そんな答弁、いいかげんな。そんな答弁いけませんで。

〔東 重弘君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田幸吉君） 東君。

6番（東 重弘君） あのね、議長、私も議運のメンバーですから、議長の運営には当然協力せないかんけども、これ今のままで議事録切りますと、何をやってるかわからへんし、私はそんなこと聞いてないから答えてくれたらどうやと言うてるのが質問になって、そんな議会、議論なしの議事録になりませ。私は、もう3回も4回もする気はない。最後にまとめたから手を挙げてるんですから、議長も理事者におっしゃるように、議長としても質問者の真意を正確につかんでほしいと、こう思います。改めて、議長。

議長（奥和田好吉君） 亀田君。

教育長（亀田章道君） 私がちょっと間違っただけというんですか、答弁をしたようでございます。雑入に入れるようなそういった事実というんですか、特定されてははっきり保護者からお金をいただいてということで、そういうことはなかったということでございます。

〔東 重弘君「議長、あと意見だけ」と呼ぶ〕  
議長（奥和田好吉君） 成田君、よろしいですか。それでいいんですか。ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） しなやかな質問をしたいと思いますが、1つは66ページの農業公園の問題ですが、これは補正額そのものについてはどうこうないんですが、私は所管の常任委員会にも入っておりませんので、この農業公園の進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。国の方もいろいろ予算の関係で聖域なき改革と言っておりますから、将来的に本市の希望どおり完成されるのかどうか。それがちょっと心配でございますので、そのことも含めて御答弁をいただきたい。

2点目は67ページの商工費の関係でございますが、これも685万5,000円ほど減額をしてるようではありますが、商工といえば本市の場合もたくさん商売人もおりますし、また商店の活性化ということも必要ではないかというふうに思うんですが、どういう理由でこれだけの減額になったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、同じく68ページでございますが、雇用対策の関係で116万4,000円程度減額補正がございます。この内容についても1つはお聞かせをいただきたいんですが、一般質問でも若干お尋ねをしましたが、本市の場合はパート労働者等の対策なり関西空港に関連する事業の雇用対策、雇用状況というものについても、本市のこの雇用対策の中ではどのようなことが具体的になされるのか、それも含めて御答弁をいただきたい。

それからもう1点は、雇用対策の関係と直接関連はないにしても、実は私も連合の推薦議員になっておりますので、13年度の地方自治体に対する大阪府下全体の連合大阪から要望されました回答書のつづりが来てるんですが、府下33市ですか34市ですか、その中に5市ほどこの記載がないわけです。この記録の中には、本市の回答書が全然ございません。連合大阪からこういう要請があったのかなかったのかですね。出されてない理由についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、この71ページでございますが、都市

計画総務費の関係でホテル等審議会の報酬の減額と都市計画審議会委員の報酬というのがあるんですが、都市計画という意味の審議会はよくわかるんですが、条例上、ホテル等審議会というのもあることはあるんですが、こういう条例等に基づいたホテル等審議会の機能そのものは最近どうなのかですね。

ホテルというのはラブホテルのことを指してるんじゃないかというように思うんですが、一般的なホテルのことも含めてるのかどうかですね。過去、こういう審議会が開かれてないから減額補正をしたと思うんですが、将来的に見てどうなのか、一度御答弁いただきたい。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 杉田事業部参事。

事業部参事（杉田和繁君） それでは、農業公園の進捗状況ということで御質問をお受けいたしましたので、それについて御答弁させていただきます。

農業公園整備事業につきましては、平成6年度からスタートいたしまして、平成16年度完了を目指して事業を進捗しております。これまでに公園部分の造成と調整池、進入道路、水道施設等の工事が完了してるところでございます。進捗率にいたしましては、平成12年度末におきまして全体で事業費ベースで40%の進捗になっております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 議案書71ページの都市計画総務費の減額について御説明をさせていただきます。

まず都市計画審議会、当初5回を予定しておったところでございますが、実施が2回ということでございましたので、委員の報酬42万円を減額させていただいたところでございます。

次にホテル等審議会、これ当初予定では4回という予定でございましたが、実施はゼロでございました。

この審議会の内容でございますけども、ホテル等という名称になっております。議員御指摘のように一般のホテル等ではなく、ファッションホテ

ルというんですか、そういうものの規制というんですか、そういう条例がございませんので、審議会で適否について判断するという——失礼いたしました。条例があるそうでございますので、条例に沿って適正であるかどうかという御審議をいただくということになってございます。

最近は余りございませんで、パチンコ店の進出、これに当たって審議をしていただくという機会が今まであったわけでございます。これからも市内の風俗、風致について、適正であるように審議会御審議をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 島原議員さんからの御質問の中で議案書67ページ、商工振興費、この減額につきまして内容の説明を申し上げます。

まず、68ページの方になりますが、報償費についてでございます。この報償費につきましては、内容について企業誘致促進奨励金という内容でございます。補正の減額につきましては、これはりんくうタウンの方に進出しております企業の方からの申請主義という内容で、市内の企業が2社、それから市外の企業が2社進出をしましたが、市外の企業が1社申請がなかったということでの減額でございます。これにつきましては、例年その企業に対しては電話連絡はしてございますが、この12年度につきまして申請がなかったということでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金の527万1,000円の減額について御説明申し上げます。これにつきましては、内容は泉南市中小企業事業資金融資利子補給金ということでございます。これにつきましても、従来からこの制度を利用して利子補給を実施やっておりました。が、平成10年の10月から実施されました方のいわゆる貸し渋り対策、これが国の方の制度になっております。この貸し渋り対策の方の制度の方に利用が多くなったというような状況で、本市が実施をしておりますこの利子補給制度、こちらの方の件数が減少したということで不用額が生じたということでございます。

これにつきましても、従来から市の広報でこの制度の内容につきましてもPRを十分やっておりますが、残念ながらといいますか、利用される方の有利で利用のしやすい方の融資制度を利用するというような状況でもあったのかなど、このように考えております。

それから雇用対策費、これの方の負担金補助及び交付金116万4,000円の減額でございます。これにつきましては、中小企業退職者共済掛金補助金という内容でございますが、これにつきましても補正の理由は、これは平成3年度から実施をしております、助成対象期間が一応5年間というふうに限定をしております。この5年を経過した事業者が多くなっているということで、最近につきましては新規加入者が少なくなったということでの減額でございます。これにつきましても先ほど同様、市の広報を通じてPRをし、制度の活用の拡大のために周知徹底をしておるという状況でございます。

それから、関空の方でのパートタイム労働者の方の求人、求職の件でございます。これにつきましては関空の方からの求人、求職につきましてハローワークの方でも掲載をし、この辺周知をしているという状況でございます。

それから、最後の13年度の連合大阪からの要請の件なんです、これにつきましては、確かに私ども商工課の方では対応しております。必要な御回答というんですか、御報告も終了しております。その後、市としまして私どもの方の商工担当の方へはその文書が回ってきておまして、その報告をしたということで、その後これは市長公室の方の担当になっておるとは思いますけれども、そちらの方からの御返事というんですか、御報告ということになっておるとは思います。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 農業公園の関係ですけれども、これは遅滞なく計画どおり、また将来も今の事業計画そのものが修正されることなく、今おっしゃいました16年度末ですか、完成を目指してまっしぐらに御努力をなされてるということでございますが、そういう理解でいいのかどうかで

すね。改めて御答弁をいただきたいと思っております。

それと、商工費の関係でございますけれども、今お聞きしますといろんな対応を随分と御苦労なさってやっただいておると。藤岡部長も小泉さんと同時期に就任されてまだ2カ月ぐらいしかになってないんですけども、えらい努力してるなというふうに思いますけれども、これから聖域なき改革のためにひとつ泉南のために頑張ってもらいたいな、市長の片腕として頑張ってもらいたいなと。

聞くところによりますと、もう来年わしは嫌やからやめるといふようなこともあちこちでうわさが飛んでおりますけれども、そんなことをおっしゃらないで、生涯泉南市にいていただいて、職務を遂行していただくという信念を持ってほしいなと、このように思います。

なかなか立派なお方でございますからお願いをしておきたいんですが、ただ問題は、一質の中でも聞こうと思ったんですが、時間がなくて途中で切りましたけれども、ほんとに市内のお母さん方、あるいは大学、あるいは高校を出られた方、あるいは企業倒産をされて就職に困っております。そういう意味では、もっと本市としては雇用対策の推進にひとつぜひ全力を挙げていただきたいなというふうに思っております。

それと、パート労働者の問題ですけれども、大阪府からこの前6月ですか5月ですか、労働最低賃金の1日当たりの基準が毎年1回改正されるわけですが、私も連合大阪から資料をいただいているんですけども、そういうことの経営者とパート労働者との労働条件の改善等にも、雇用対策の一環としてそれぞれ調査をしていただきたいなというふうに思います。

時間も人も要ることだと思っておりますけれども、こんな時期ですから、もっと雇用面の促進を図っていただきたい。特に泉南の場合は、関西空港ができれば雇用の創出がなされると、そういう期待もあったわけですから、もっともっと最善を尽くしてほしいなと思っております。

ただ、残念なのは従来繊維産業というのが地場産業でありましたけれども、企業の閉鎖とか倒産とかいろいろありまして、女性の働く職場が非常に狭くなっていると、このようにも聞いております

ので、ぜひ努力をお願いしたいなと思います。

それと、今事業部長がおっしゃいました、市長がちょっと合図してあるでというような感じで部長におっしゃったと思う。私も長い間おりますので、まだぼけたような年ではありませんから、記憶としてはたしかラブホテル——ラブホテルという表現かどうなのか、何かあったような感じがしますわ。

今、私が覚えているのは、そういう基準——無許可ということはないでしょうけれども、ここにいる稲留議員さんが市長をしてるときに、この上にあるホテルに水を引くか引かないかということで非常にもめたような感じがしてます。その後どうなったのか私も聞いておりませんが、今後こういうラブという表現が正しいのか、あるいはファッションホテルというのが正しいのか、僕もちょっとわかりませんが、余りこういうようなものはできてこないのではないかと。

今後考えられるのは、ビジネスホテルとかそういうような関係のホテルではないかなと思うんですが、この問題は将来的に一考を要する問題でありますから、賢明な事業部長山内さんでございますから、ひとつ検討をしておいていただきたいなというふうに思います。条例にあって悪いことはないですけども、機能を果たしていないようなものについては、やっぱり変えるべきは変えて、改正をして、この1年間全然開いてないということですから、そういうことの配慮をぜひしていただきたい。これは、このことに限らず、議会で決めた委員会も審議会も開いてない部分もありますけれども、そういうことも含めてお願いをしたいなというふうに思います。以上、意見として申し上げまして、農業公園のことだけちょっと御答弁いただきたい。

済みません。ちょっとうちの同僚から指摘されましたんですが、この連合のこの資料ですね。藤岡部長の方から御答弁いただいたんですけども、出していただいたんだったら恐らくこの——これに入っているのは、阪南市を含めて27の市が入っているんですけども、この期日に間に合わなかったのかもわからんですけども、そういうことも含めてちょっと、わかってる範囲で結構ですから

御答弁いただけますか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 農業公園の再度の御質問についてお答えをさせていただきます。

既に2年刻みで2回も事業完了の年度をおくろしてるわけでございます。先ほど参事の方から申し上げましたように、16年度までの今年度も含みまして4年できちっとおさめたいと。17年の春には供用開始をしたいということで臨んでおります。また、予算上、ことしの予算につきましても総事業費の12億何がしのうち4億余りが農業公園事業ということで占めておりますので、事業部といたしましてはこれを早期に完了いたしまして、市民に利用していただけるというふうに努力をしているところでございますので、御了承いただきたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 連合の関係の要請書でございますけれども、私ども企画の方で要望書につきましてはまとめていただいて、関係課へ意見を集約して提出をするという手続を今までとっておりますので、そこに載っていないということですから日程が前後したのかもわかりません。詳しくは後ほど調べさせていただいて、また御報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、我々としては要請があればできるだけ回答させていただくという考え方で作業をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——北出君。

12番（北出寧啓君） 3点ほど質問させていただきます。

その前に、議案書を見ても、前に上林助役もお答え願ったように、説明をもっと要約を的確に書いていただくということであったのに、ほとんど白紙なんですよ。今もうひとつ方の助役が説明されましたが、そういう簡潔なことはここへ記述をされるわけで、何でそういう努力を怠ってるのか。——たんここで議会答弁されたわけですから、守っていただきたい。

それから、見回してもやっぱり名札、何回か問

題になってますが、いまだにきちっと——襟で隠されてしまって見えないんでございます。そういう一度決定して合意を得たことはやっぱり責任を持ってやっていただかないと。公室長、よろしくお願いいたします。

3点ほど質問させていただきます。

堀口議員もおっしゃられたわけですが、牧野公園は市民的合意が得られるとはなかなか思わないし、議会も商工委員もそんなに合意を得るというふうには見受けられない。もちろん執行権、選挙で正当性は得られてるわけですからそれは構わないんですけども、しかし4年間の在任とか、その中でやっぱり議会と協議するとか、その時々住民の反応とか、そういう合意形成を絶えず続ける努力はされてはいかがかと、それを思います。

今回の牧野公園は、一応都市計画公園だと思うんですけども、今後こういう公園計画をどのように考えていらっしゃるのか。これは都市計画公園でどういう形の公園なのか、ちょっと説明をお願いいたします。

それと、市民の里とか、野鳥園は企業局の枠組みですけども、こういう企業局が解体寸前になって、市が都市計画の枠組みでどうするのかという判断もしていただかなきゃならないと思います。そういうこと、今後の展望をお示し願いたいと思います。

中学校管理費につきまして減額がありましたけれども、泉南中学校、今回自転車置き場云々というのがいつも犯罪の温床になっているということで、ただこれが予算上変更はできないということで、財政上はわかるわけですが、そこでさあ犯罪が多発して、自転車の修理代とか、これは管理費から計上できないんですか。これは泣き寝入りになってるということで、非常に学校の管理責任が問われると思うんですけども。予算支出ぐらいは管理費の枠組みであるべきだと思うんですけども、その点のお答えをいただきます。

それと、生活保護費が大府下でも4位か5位ぐらいになったと、ワーストフォーかファイブぐらいだと思うんですけども、この減額の努力をされてるのか。今回は国庫支出金の削減という形

でなっておりますけれども、医療費ですね。生活保護費の場合、医療費は無料なんですよ。

その辺も確認したいんですけども、そうなると、病院医療とその支出について、減額というか公正に執行、税金を最小限に税負担をとめるためにどのような努力をされているのか。それと、以前から問題があるんですけども、生活保護の認定はかなり今厳しくなっているとは見ておりますけれども、その後、自後、毎年毎年調査を的確にやっているのか。その方法等を説明していただきたい。

以上、3点にわたって御答弁をお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず牧野公園についてお答えをさせていただきたいと思えます。

議員、市民の合意を得られておらないということでございますが、これは平成7年度に基本的な設計を行いまして、当然これは予算の承認も得て、決算も受けておるわけでございます。当初から市街地での児童公園——街区公園でございますけども、これは必要やという判断のもとに我々取り組んできたわけでございます。

ただ、急に降ってわいたような公園事業ではございません。都市計画もきちっと都市計画上、都計審に諮って計画決定を打って、議会にも御報告させていただいて、市民の合意を得た公園ということで我々は取り組んできたわけでございます。

ただ、この補助事業ですね。これについては緊急オアシス整備事業ということで平成12年度までの期間限定された補助事業でございましたので、これに乗らないと用地取得に当たっても困難だということで、年度内に、12年度内にこれはどうしても仕上げないといけないということでございましたので、我々は日にちもありませんでしたので、事業については精力的に取り組んだということでございます。

それから、市の公園事業についての考え方ということでございますけども、市民の意識調査を今持ってるわけでございますけども、今後整備充実してほしい泉南市の施設は何かという設問に対し

まして、第1位の病院など医療機関、これは断トツでございますが、第2位が山などの緑との触れ合いを楽しめるレクリエーション施設が35%、3位が身近な公園、緑地34%、第4位、大規模な公園、緑地32%、第5位、海岸や水辺で楽しめるレクリエーション施設29%と、2位から5位までがすべていわゆる公園、緑地、またいわゆる自然と親しめる施設を望んでということでございますので、今後我々といたしましては、適地の選定はございますが、これについては十分精査をいたしまして、財政の許す限りでございますけれども、積極的に公園事業には取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、中央公園の計画決定もあるわけでございますけれども、これについてはかなりの一時的な事業費がかかるわけでございますので、ちょっと今現在の泉南市の状況では着手できないということもございますので、できれば身近な街区公園、これについては積極的に取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。（北出寧啓君「だから、どういう計画なの。次どうするの」と呼ぶ）

財政の許す限り、街区公園的な公園については事業を進めていきたいという考えを持っております。（北出寧啓君「市民の里、野鳥園は」と呼ぶ）

申しわけございません。市民の里については、これは公園ではございません。これについては整備をやったわけでございますけれども、今現在は現状で利用するというところで臨んでおります。

それから、野鳥公園でございますけれども、これにつきましては、大阪府の事業といたしまして緑地の都市計画決定をしておるわけございまして、緑地の整備については、これは企業局が事業主体になるということでございますので……（北出寧啓君「だから、企業局がそうしてきたからどうするんですかという質問なんです」と呼ぶ）今後、十分に企業局と事業について早期に実施できるよう協議をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

副議長（谷 外嗣君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校管理費の問題でございますけれども、自転車のサドルを壊され

るとか、またこれはカバンとか靴とかいろんなものがあると思いますが、これにつきましては個人所有物ということで、その破損の補償というあたりが今現状の予算では困難と考えております。これは犯人が——犯人といましようか行為者が特定できればいいんですが、特定できなかったら、おっしゃるとおり泣き寝入りというような現状もあると思いますが、これは原則、やっぱり加害者が負担すべきものというふうに考えております。

副議長（谷 外嗣君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、61ページの生活保護の扶助費の減額の理由でございますが、これにつきましては生活保護法に係ります医療費の支給の減額と。医療費が少なくなくて済んだということでございます。この理由につきましては、他法優先ということで介護保険制度ができました関係上、そちらの方に移行したというような関係が主な理由でございます。

それから、生保認定についての調査方法ということでございますが、我々生保の申請がありますと、内部で全員、ケースワーカーと私も含めてその判定会議をやっております。その中で認定するものと、またしないものといういろいろなこととやっておりますが、それに当たりまして、当然担当者がその関係するところへ調査に出向いたり、また本人に面接をしたり、いろいろやって適正に処理をさしていただいているということで、できる限り適正な認定という形の努力をして……（北出寧啓君「いや、そんなことじゃない。認定した上で1年2年後、自立努力の調査をしてるか」と呼ぶ）……

副議長（谷 外嗣君） 北出君、勝手にやらないで。

〔北出寧啓君「全然答弁違うんですもん」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 失礼しました。もちろん認定した上で、認定したそのままというわけじゃなくして、逐次、後継続して調査を十分行っております。それでまた疑義が生じた場合は判定会議を開いて、呼び出しなりをして事情聴取するというようなこともやってございまして、我々といたしまして適正に処理をさし

ていただいているということでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。（北出寧啓君「治療費の減額努力」と呼ぶ）

もちろん、治療費の減額の努力ということですが、これにつきましても必要なものは当然お医者さんにかかっていたかかないかということでございます。我々また、不必要な医療というんですか、これはやっぱり当然抑制する必要があると思いますので、生保のかかっている方につきましては、我々そういう指導も、面接もし、またお医者さんにもいろいろ場合によっては状況も聞かしていただいて、その点は十分にやってございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

副議長（谷 外嗣君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 非常におかしいんですけども、加害者が弁償するのは当然なわけですよ、それは。ただ、そういう犯罪が起こる環境がまだあるのにそれが変更できないということで、その責任は学校の管理者にはないんですか。そこを問われますよ。犯罪がいつも起こるような環境に置いて、犯罪があってもそれわしは知らんというのは、学校の管理・運営はどうなるんですか。教育委員会の責任、そこはないんですか。そういう答弁をされると非常に問題だと思う。

これは単に自転車の破損云々じゃなくて、暴行とか恐喝とかいろんなことが発生してるわけですよ。それで、ことしは今回教育委員会はいろいろ配慮していただいて、用務員投入ということやっていただいた。そこは評価さしていただきますけども、実際それで発生したことを、生徒たちがもうほんと泣き寝入りで——だって授業中、彼らは見れるんですか、自分の自転車を。管理できるんですか。できないんでしょう。それは学校がやるんでしょう。それができてないわけでしょう。それで破損が起こるわけじゃないですか。

それを生徒に弁償しろというのは、変な話ですよ。そしたら学校の管理権って一体何なんですか。あなた方は権力執行できるのは、それに対して責任を伴うわけですよ。責任を持たない権力執行なんてないですよ、我々すべて。議員もそうなんです。公的権力を我々が持っているのは、それに伴う責任も発生してるわけですよ。そういう答弁では、

とてもじゃないけど納得できない。

それと、野鳥園と言ったのは、市民の里を含めて今は景気がこういう状況ですから、都市計画は泉南市の枠組みですから、これから泉南市は検討していただきたいということで、それは部長、理解していただいていると思うんですけども。

それと、先ほどの質問にどなたも行政当局から答弁なかったわけですけども、プライバシー云々という話じゃなくて、例えば牧野公園なり買収したわけですよ。それは公的な公論の舞台に出てきてるわけですよ。それで税金を払う、払ってないはプライバシーの問題だから言えないというような、そんな話ないですよ。我々は何のために議会を開いているんですか。公論をきちっとして、公正、公平な税の使用を含めて我々は責任があるから論議してるんですよ。そこの税の公的な運用の中にその問題が出てきてるわけだから、プライバシーだから言えないなんて、こんな市民を冒涇した、税を冒涇した話はないですよ。それも答弁いただきたい。

それと、1年、2年、それはいろんな難しい問題はあろうと思うんですけども、健康福祉部長がおっしゃるように、1年なり定期的に完全に調査してるとは思えない節があるんです。あるいはまた聞きました。細かいことは言いませんけども、これからは厳正な努力をしていただきたい。それから、医療も含めてそうです。いろいろ聞いております。細かいことは申しませんが、厳正な執行をお願いいたします。じゃ、答弁をお願いします。

副議長（谷 外嗣君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 北出議員の質問について御答弁させていただきます。

当然、学校施設管理の第一義的な責任というのは学校長にあることは明白でありまして、最終的な責任というのは設置者である教育委員会の責任だと、このように理解をいたしております。

具体の自転車の破損等の件ですけども、基本的には先ほど金田部長が申し上げましたように、事案の解決にかかわってもやっぱり自己責任をとらしていくということが指導の問題としても基本であるだろうと。しかし、現況、状況が特定できな

い場合に、御指摘のとおり何らの手当てのないままというんですか、という状況があることも事実でございます。

当該の学校の駐輪場につきましては——当該の学校のみではないと思うんですが、学校用地の活用につきましては、どうしても駐輪場ということになると、比較的目の届きにくい場所が、第一義的には教育活動で使う場所を先に押さえながらいきますので、どうしても設置場所というのはそういう場所になってるかとも思います。

校務員さんも含めて、教職員による安全管理等の徹底と子供への指導というあたりを再度徹底したいというふうに思いますし、現況あるいわゆる手当てのない部分につきまして、一度教育委員会としても実情、実態を細かく把握させていただいて検討課題としたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（谷 外嗣君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 生活保護の認定はもちろんのことでございますが、認定された方の後のフォローですね。これらにつきましてもおかかるといけないように十分に調査をやっていく気持ちでございますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（谷 外嗣君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 牧野公園に関する土地の売買についての税の関係ですけれども、これにつきましては、売買するに当たって官民、民民とあるわけですが、それに対しての税というのは、直接私どもの方は、その時点では税そのものじゃなしに、税というのは今も議員御指摘のとおり、公正、公平を原則として滞納者も多種多彩でございます。

そういったことで、私どもの方は税を納めていただくというのを最大のもとにして、あらゆる担税力に応じているんな物差しを使って税を収納していただくよう努めてるわけでございます。ですから、分納をやってる方もあれば、また差し押さえしてる方もあるというようにして、その担税力に応じて最善の市税の確保を図っていくのが我々税徴収としての考え方だと思っております。

そういったことで、1つの物差しだけじゃなしに、最終的には税を消滅させない、そういうことをもとに我々は各滞納者に対して税の収納ということについて方策を講じているところでございますので、よろしく申し上げます。

副議長（谷 外嗣君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 公的な議論をしてるわけですから、一般論を聞いているわけじゃないんですから。あれだけいろんな問題点を——事業部長がおっしゃったように、手続上は正当性を持つてるわけですね。都市計画審議会にかけて、その手順はとってるわけですね。7年からやったって、我々は7年当時からおやっと思ってるわけですが、その時間差はあると思えますけれども。

事業部長もおっしゃったように、財政上の問題で今後は困難であると。我々はその時点で、財政上の問題があるから困難であるから、今この件についてはおかしいというのは、まず出発点からそういう論点を示したわけでありますから。

その問題は保留しますけれども、今おっしゃったような——端的に、買収を受けた当事者A、B、Cですね。納税は完了したんですか。それぐらいの答弁はできるでしょう。それもできないで、一般論ではぐらかして——一般論を我々は聞きたいんじゃないで、個別この問題に関して議論してるわけですから。

教育委員会ですね。前向きに速やかに検討していただかなければ、毎日毎日、月に何十件と被害があるわけですから、被害総額も大きいわけですから。新しい自転車がどんどん壊される。単に金額の問題だけじゃないでしょう。やっぱり自分が大事にしたものを傷められる心の傷もあるわけです。それを含めてあるわけですから、管理上我々の責任はないということで、責任を回避できないということは戒めていただいて、速やかに検討していただきたいと思えます。

あと、その点だけお答えください。

副議長（谷 外嗣君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私どもとしましては、法律に沿って、税法に沿って適切な処置を行ってるところでございます。そしてまた、この牧野公園の問題については地権者も限定されております

ので、払ってる、払ってないと、あるないということは個々が判明できる事案でございますから、ここで残ってる、納めてる、納めてないというようなことを的確に言いますと、これは地方税法の22条に抵触する危険性もございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

副議長（谷 外嗣君） ほかに。——成田君。18番（成田政彦君） 早く終わりたいと思えますけど、的確に質問に答えてください。

51ページの人事管理費、研修旅費が129万円減らされております。いわゆる職員の研修は的確に行われておるかどうか、これを1つお伺いしたいと思います。

それと、もう1つは、この間の暴力事件の問題なんですけど、職員の人事管理の問題において、いわゆる私、専門職の職場ですね。図書館司書、保育所、幼稚園教諭、それからあいびあ——福祉職ですね。こういう職員のいわゆる人事異動はどのように——これは最終補正ですから、平成12年でもどのように行われているのか。

私、この暴力事件が起きた司書の図書館の人事異動は、聞くところによると図書館設置以来16年間、一度も人事異動してないと。職員に採用されて、一部の職員は出てますよ。一部の職員は出てることを僕は知ってるけど、一部の職員は出とるけど、採用されてああいう司書とかそういう人たちは、ほとんどほかとは交流がないと。

一般職の場合は、大体二、三年でどンドン人事交流があるんですけど、今度の司書の問題についてはそういう点で、この間の一般質問で僕への答えて、教育長は司書であるから人事交流は難しいという答弁をなされたんですけど、実際、過去数人かの人、司書の資格がありながら一般職として外へ出とる、これは事実ですわ。だから、実際そういう専門職もやっぱり新しい血を入れるためにも人事交流を積極的に行う必要があるんじゃないかと考えるんですが、その点を1つお伺いしたいと思います。

それから、公園管理費なんですけど、これ補正額がゼロになっとるんですけど、ちょっと聞きたいんですけどね、大苗代の公園、大苗代の処理場の前に公園があるんですけど、知ってますか。実

態は、全く使えないような、ほとんど使えないと、草が生えて。実態というのは使用に耐えられない。

整備されてないという問題じゃなくて、もう草は生えとるし、さびとるし、そういう公園管理になっとるということで、立派な牧野公園をつくられたんですけど、括弧つきですけど、つくられたんですけど、そういうよその公園に対して、それから日本生命の横にポケット公園があるでしょう。あれ、ちょっと見たら囲いのところは草がずうっと生えてまっせ。植栽のところがちょっとあるけど、あそこは草が生えとるし、そういうきめ細かな公園管理がされとるのかどうかということについて、事実そういう現状であるからね。こういう大きな公園にはそういうお金を使っとるんですけど、その点の公園管理について、具体的に公園管理課はちゃんと回るとるのかな。公園の施設をずうっと回って、草の刈り方、それからペンキとかそういうやつは。僕はその点1つお伺いします。

それから、先ほどおっしゃった牧野公園の問題ですけど、確かに税の担当者は秘密とか何とか言ったんですけど、決算委員会で牧野の土地の売買の中に滞納者があると。これはきちっとあなたはしゃべりました、きちっとその中で。だから、決算委員会であるということをきちっとあなたは話しました。

そのことで先ほど売買について、牧野公園を買収した相手から、滞納者があるんですからきちっと売った後納税行為が行われてるのかという質問が出て私は当然だと思いますよ。滞納者があるとあなた自身がしゃべったんだから、あそこで。その中で牧野公園を市が買った相手から市に納税がされとるのかどうかという、このぐらいの質問には、納税はされてますということぐらいは答えるべきだと私は思いますよ。自分は滞納者があると言いながらね。助役にも聞きたいんです、その点ね。委員会ではそうしゃべるとる、滞納者があると。3人の中に滞納者があると。しかし、今の質問だったら、その土地を売った相手が、3人の人が納税はきちんとされてますかと、そのぐらい聞いたら、納税されてますという答弁ぐらいは、私はすべきだと思います。

それから、牧野公園で先ほど12時以後街灯を

8つのうち4つは消すと言ったけど、一丘団地の場合は13カ所公園があって、公団が13カ所にすべて街灯を新設しました。その理由は、夜暴走族が集まるとか、それから非常に青少年が夜暗いと集まる、それから痴漢行為がふえる、そういうことで、事実そういうことがあったから街灯をふやしたと。だから私、街灯の電気を消すということを知ったとき、どういう理由で消すか知らないけど、非常にそういう点では疑問を持ちました。

それから、和泉砂川駅は12時以後、和歌山方面と、それから天王寺方面、4回電車がとまります。12時以後おりた人が少なくともあっちへ行く人、牧野のあっちへずうっと行く人たちは、多分場所がええから、道もよくなったからあそこを僕は通ると思いますわ。

だから、私は防犯上、その4本でええのかという問題、先ほども山内事業部長は、検査した結果、非常に明るくて大丈夫やと。しかし、私はそうは思いません。8本あって……。そら8本あったときには明るいに決まっていますわ、そんなこと。4本の方が暗くなるのは当たり前前で、だれが考えても。そういう点で、やっぱり市民の安全を守るためには、12時以後も電車をおりていく人がおるんだから、少なくとも明るくさしていくことが、僕は市民の安全を守るためには必要だと思わんですけど、以上の点についてお伺いいたします。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 51ページの負担金でございますけども、これは研修の負担金でございます。研修につきましては、当然職員研修は重要なことでございますので、手を抜いて余ったというような意味ではございません。ただ、3回予定をしております場所が近くなったとか、あるいはよくありますのが、千葉県の方で市町村アカデミーという形の研修所がございます。そこで実施されてるものに参加予定の場合でも、また大阪府のマッセ等で同じような研修があればそこを変更してこちらにという形にもなりますので、そういうことで大きく減額になっている部分が多いものでございます。

それと、もう1点が、大阪府の市町村の海外派

遣共同研修につきまして予算をとったわけなんですけれども、これが廃止でなくて今のところ中止という形になっておりますので、一応予算は計上しております。ただし、これは参加いたしておりませんので、この分が一番大きな分で、負担金としまして46万円ほど減額になっております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 人事管理費に関連をいたしまして、職員の配置転換の関係でございますけれども、一般職なんかの場合、職員個々の経歴なり在籍期間等勘案して、業務の固定化とか士気の低下を防ぐということと、公務能率の向上を図るということの中で人事異動等を行っているわけでございます。保育所関係も5カ所ほど保育所がございますから、そこでも定期的には専門職でございますけれども人事異動は行ってるということでございますが、今成田議員から御指摘のあった図書館については、専門職でございますけれども、限られた職域ということで今まで余り人事交流はなかったというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 予算書の72ページ、公園管理費の御説明をさせていただきたいと思っております。

補正額はゼロでございますが、額的には変更ないわけでございますけども、特定財源の組みかえをやっておるわけでございまして、これについては俵池公園の用地の買い戻しの財源の部分でございます。

それと、一般的に公園管理の問題の御質問がございましたが、なるほど市内に81カ所公園がございまして、これの管理については、ことしの予算でも約2,800万円くらいだったと思います。この中には電気料金、水道料金、また維持管理の草刈り等、そういうものを含んでおるわけでございます。かゆいところに手の届くような管理というのはなかなか難しゅうございまして、できるだけ効果的に公園管理を行うということは、これは全職員頭を悩ましておるわけでございまして、パトロールもポイント、ポイントでやって、草な

どの刈る時期というのを判断しておるわけでございます。

それと、御指摘の公園については、これは確かに事業部が管理いたしておりますプールの横の公園でございますんで、私も行ったことがございます。かなり施設も老朽化してるということもございまして、必要度の高い公園の施設の部分から改修をやって進めておるところでございます。

それと、牧野公園の照明の件でございますけども、前の質問者にもお答えさせていただいたように、この公園の利用についての本来の照明でございますんで、12時までと半減いたしておるわけでございますけども、今後防犯上支障があるというようなおそれがあるという場合については考えなければならぬと。たとえわずかの電気代でも節約するということは基本でございますんで、やるわけでございますけども、問題があるという場合については、検討を加えていきたいというふうに思っております。現在ではそういうおそれもないと私は判断しておりますんで、半減させたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 牧野公園の地権者で、11年の決算委員会ですか、そこで滞納者がある、ないと云々の件でございますが、私どもといたしましては、現法制下においては個人のプライバシーが優先されるようになってございまして、そういった意味からこういうものについては神奈川県の小田原市のように独自で条例をつくり、公表しようとする自治体も出てきているわけでございます。本市にはそういった制度がございませんので、現状では地権者が判明できるであろうという個人の納税についての見解は、御答弁を控えさせていただきたいと、かように考えてるところでございます。よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 人事交流の点ですけども、専門職では余りやってないということなんですけど、私はやっぱり1つの職場で16年間とかそういう長い間ほとんど転勤がないとか、そういう点ではやっぱり1つの固定化してきた物の考えがつかい、今度の事件を考えてみると、中学生の子

供がやるという問題ではない、深刻な問題を抱えとると私は思います。

だから、そういう点で司書の職場にしる、専門職の職場にしる、実際は図書館の司書の資格を持つ職員が事務職として一般職にいます。これは知っとるでしょう、一般職におるといことは、司書の資格を持った職員が一般職におるといことは、図書館から配転で出ていったといことは、そういう点を考えると、やっぱりこういう事件が起こらないように人事の交流を、私はこれはもう教育委員会ばかりに任せるんじゃない、やっぱり人事権、市全体の人事の観点から大きな人事交流をさせるという必要が私はあると思います。

大きな観点に立って、やっぱり司書も外へ出て勉強すると。また、勉強して帰ってくるとか、そういう大きな観点で司書の現場も3年に1回くらいは何人か外へ出て研修してくるとか、そういうことは絶対私は必要やと思うんですわ。特に専門職の場合は——私も専門職ですけど、専門職の場合はやっぱり1つのそこしか見えないという、こういう感じがありますので、その点ちょっともう一度お伺ひします。

それから、公園の問題なんですけど、今事業部長は、私は思うという主観を言うたんだけど、防犯の担当に聞いたら、泉南署管内で、それも泉南市の管内で、痴漢とかこういう事件が夜中にどれほど発生しとるか知ってますか。把握してますか、あなた、そういうのが道路とか公園で発生しとる件数を。そういうことを踏まえた上でそういう発言をされたのかね。

私どもが公団に要求したのは、そういうのが発生するということでそういう要求をしてつくったんですわ。だから事業部長みたいに、事件が起こってからでは遅いですよ。例えば若い娘さんにそういう事件が起こってから、それで明るくするのは、これは非常にそういう事件が起こった後というのは、特にそんなことは行政としてあってはならないでしょう。

事件が起こった後で手当てすると。いろんなそういう事件、そういうことは僕は行政として、明るくすれば——僕は明るくしたら絶対そういうことは少なくなると思います。これはもう事実です

わ、明るくしたら。それほど明るくないねん、あの街灯は。

それと、大苗代の公園ですけど、これは必要度が高いとかそういう——あれは使用に耐えないという公園ですわ。そんなきめ細かく草を刈るとか、そういうものじゃなくて、もう使用に耐えられない公園、さびついて。子供も近寄りたいたいという、そういう公園だから、まず最低使用できるようにしてくださいよ。そんな、草刈ったりそんな程度じゃないわ、あの公園は。僕はそう言っとるわけ。使用に耐えられないと、あの公園は。そういう点で2,800万、予算が少ないかどうかは別ですけど、早急にやってほしいと。

それから、最後、街灯の件は8つから4つに減らしたのは経費削減の観点から、そういう点で街灯を減らしたのか、ちょっと僕気になるところがあるんだけど。

それから、税金の問題ですけど、3件の中に滞納者があるということは決算委員会で部長が言明したんですけど、結局牧野公園のお金を、牧野公園買収に当たって、その中にお金を手に入れた人があるんですけど、その税金を払ってはるかどうかということを知りたいけどどうして悪いのか、僕はちょっと、市が発表しとる滞納の1,000万円以上とか、出しとるでしょう、ここに1,000万円以上の不納欠損に係る高額者リスト何とか、こういうのがやっぱり書類で1,000万円以上の場合は出とると思うんです。

その程度ぐらいはみんなに公開しとるんだからね。3人おるんだから別に払っとるか払ってないかぐらいは——4億円でしょう、あそこ全体で工事費含めて。そのもんぐらいは納税者に対して責任、市民の納税者に対しての責任として、そういう点ぐらいしゃべっても、私は別に迷惑にならないと思いますよ。

高額に納めとる人は全部名前発表されとって、納めない人は発表されないと、これは僕もおかしいと思うんだけどね。実際、おかしいんや。高額で納めた人は、当局はようけお金持ってきたから名前をするといふ、あれもやっぱりおかしいと思いますよ。だから、その点どうですか。3人おったということだからね、名前も何も聞いてません

わ。あなたの方決算委員会で言うたんですから、それぐらいどうです、しゃべったら。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 人事の関係でございますけど、図書館の司書の関係に絞られてきたというふうに思いますが、今一般的な人事、配置転換等のお答えをさしていただいております。今成田議員から言われましたように、図書館の司書から一般職にかわった人については、ちょっと今のところつかんでおらないんですけども、一般職として採用して、図書館の司書として——司書の資格を持ってる方ですけども、仕事をしてる方というのはおられます。そういう方がおられます。

今言われましたように、16年間も同じところだというのは、当然人事の固定化という問題もございまして、これは教育委員会が司書が必要だということの中で図書館に配置してるものでございまして、教育委員会とも十分協議をしないと、ここでどうするという話にはならないというふうに思いますし、その司書は専門職でございますから、もし人事異動する場合においても、受け皿職場があるかどうかということも検討しなければなりませんし、もし職種変更ということになれば労働条件の変更になりますから、これも十分議論しないと簡単にできないという問題がございまして、今回の事件を契機にしてどうあるべきかということにつきましては、教育委員会とも十分協議はさしていただきたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 夜中の12時を過ぎて若い娘さんが公園に何をしに行くんかちょっとそれはわかりませんが、公園というのは、利用目的は市民が憩うところでございますんで、12時過ぎて利用の頻度というのは、これはごく限られているのではないかという判断のもとに、当然照明はこれも税金でございまして、水道代、電気代だけでも700万も払ってるわけでございますから、当然削減しなければならないということでございます。ただ単に経費節減という意味で減灯しておるといふわけではございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。



—討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

午後3時30分まで休憩いたします。

午後3時 5分 休憩

午後3時32分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第5号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号））について御説明申し上げます。

議案書の89ページでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成12年度実施事業に充当される起債が融通決定されたことによる起債限度額の変更、決算見込額の決定に伴う歳入歳出予算の減額補正措置を専決処分したものでございます。

91ページをお開き願います。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億555万円減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ24億5,445万9,000円とするものでございます。

93ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

分担金及び負担金331万5,000円の増額でございますが、これは受益者負担金の増額でございます。

次に、市債の5,220万円の減額でございますが、これは下水道事業債の確定による減額でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。94ページでございます。

総務管理費は南大阪湾岸南部流域下水道組合維持管理負担金の執行確定により6,950万5,000円の減額でございます。また、下水道建設費につきましては、府施行の流域下水道建設費分担金等の精算により1,277万5,000円の減額となります。

次に、公債費でございますが、当初予定いたしておりました発行利率が昨今の金利情勢により低金利で発行いたしましたことによりまして、2,327万円の減額となったものでございます。

また、議案書の95ページの第2表地方債補正につきましては、先ほど御説明申し上げました下水道事業債の確定により限度額を5,220万円減額するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———松本君。

11番（松本雪美君） これが12年度末の最終の補正になるんですね。1年間をトータルしまして、その辺のところでは答えていただけたらうれしいなと思うんですが、この中で使用料や手数料が2,300万円減額されているということですが、この新行財政改革大綱の中にも示されているように、下水道の使用料の滞納額を縮減するんだと、こういうふうに書いてますから、滞納額というものの中にはこれが滞納やということでは出てないんですが、実際には年間トータルしてどの程度あったのかということも聞かしていただきたい。

それから、市債の分ですけれど、全体通じてとし1年、12年度1年で下水道の延長ですね。

その延長は大体何キロぐらい工事をやられたのか。その工事の総額ですね。それが幾らぐらいだったのか。そして、泉南市の負担される額、国から出る分、府費として出る分とかいうことで、その辺の財源の内訳ですね。その辺を聞かしていただきたいんですが。

あと、それから下水道建設費ということで出ている地方債の減額もありますから、その辺のところももうちょっと詳しく聞かしていただけたらと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内下水道部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 数字的な分については、また課長の方から答弁をいたさせます。

まず、使用料などの減額でございますけども、12年度の3号補正を見ますと、2,365万7,000円の減額となっておりますのでございます。これについては収入構成比率が4.7%でございますので、大変低い数字になっておるといふことでございますので、今後下水道会計の健全化、これについては慎重に考えていかなければならないというふうに思っております。

トータル的に予算といたしましては25億前後ぐらいということでございますので、大部分が繰り入れによって事業を展開しておるわけでございますので、一般会計の方と十分整合性を図りながら事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

まず、有収率を上げるのが1点、それから未整備に終わっております部分、堺阪南線よりも海側の部分ですね。これについての供用について努力するという部分がまず2点目。それと、3点目といたしまして、流域幹線の方の延長を府に働きかけて事業を実施していきたいというのが3点でございます。

議長（奥和田好吉君） 東野下水道部次長。

下水道部次長兼管理課長（東野達広君） お答え申し上げます。

まずは使用料の滞納からお答えさせていただきます。調定額としまして、平成12年度末で1億4,689万6,552円ということでございますので、収入額としまして1億3,459万6,002円が収

納されまして、12年度末として滞納分、現年合わせまして1,230万550円でございます。

それと、下水道の建設費の中で本年度にどのぐらい延びたかということなんですが、汚水管で前年度の下水供用開始が53キロ、本年末で58キロメートルでございます。約5キロ延びたことになっております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れありますか。

〔松本雪美君「財源内訳についてお答えください」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 財源内訳について答弁してください。東野下水道部次長。

下水道部次長兼管理課長（東野達広君） 申しわけございません。お答え申し上げます。

財源内訳としましては、事業分として国庫補助が3億2,700万円、起債が2億8,680万円、一般財源としまして3,920万円、その他財源としまして2,000円でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 下水道が引かれていない我々の地域、山手の住民としましては、本当に一日も早く山手まで下水道をつないでほしいという気持ちはだれもが持っておられますし、また下水道設置をしない地域もあるということですから、そういう点でいえば、公平と言えるような市政がほんとにこのまま進めてきてくれることができるのかというふうに、何となくそういうふうにふだんは思っています。

そういう思いも述べさせていただきましたけれども、やっぱりこの間ずっと問題になってきたこの下水道工事ですね。5キロの延長が延びたと、こういうことですが、この5キロの延長の事業、下水道工事の事業の契約の中でいろいろ問題にされてきました。入札で高値、高どまりになるといふようなことも今回はっきりとお認めになられて、入札の制度の改善を行うというふうに発表されたということで、少しいい方向に向かっていくんじゃないかなと期待はするところではありますが、しかしこのこともやってみないとわからないということでした。

私はやっぱり一番問題なのは、予定価格は伏せられて最低価格が公表ということになるのであるならば、これはどんなことがあっても予定価格を知りたいと思う工事の業者の関係者の方の攻勢がまた市職員にかけられるんじゃないかなというふうな思いで、すごく心配してるんです。

そういうことが一切ないように、しっかりと職員の皆さんにははじめをつけていただきたいと思うんです。贈収賄事件が起こるようなことのないように、その点はほんとに慎重に気をつけていただきたいのと、これは1つお願いをしておきます。

それから、今回適正化法の中では不良業者をなくしていこうということで、これまでもずっと問題提起もされてきたことが明記されるようになりましたし、こういう点では会社の構成なんかを含めてきちっと技術者が配置されているか、それから働いている人たちがちゃんとした保険制度にも加入されているかどうか、働いている人たちの会社の構造というんですか、そういうのはどの程度のものなのかということが、この業者種別の資格があるということで指名業者に名を連ねていらっしゃる会社の実態を市はどの程度確認されているのか。全部実態調査に足を出して歩かれているのかどうか、その辺のところを聞かしていただきたいと思います。

それから、どんなことがあっても談合をなくしていくということでは、私はちゃんとした指名の制度をつくっていかねばならないんじゃないかなと思うんですよ。指名業者の数が少なかったらそういうことが起こりやすい場所をつくってしまうということで、事業を発注するときには、きちっとその辺指名業者の数を最低やっぱり10以上、13とか14とかいうことでの業者の指名をしていくべきではないかなと、そういうふうに思います。

それから、もう1つ、これは問題としてこちらの方にそちらから出していただいた資料の中に、泉南市には準市内業者というのが届けられていて、準市内業者も認められていたということですから、あの坂田建設のように問題になったこともありましたよね。

議長（奥和田好吉君） 質問者にちょっと御注意申し上げます。内容からちょっとずれているようなので、内容に沿ってやってください。

11番（松本雪美君） もうこれだけです。それで、そういう業者についても、これまで議会の中ではもう準業者というようなやり方はもうしないという結論が出ていたんだと、私はそういうふうを確認していたんですが、しかしまだ名簿の中には、業種別有資格一覧表というのを見せていただいたらまだそのまま残っておりますから、こういう一たん約束をされたことがきちっと整備をして、その約束どおりに守った中身にはなっていないというような、こういう資料請求の中身を見てびっくりしたんですが、その点聞かしていただけたらと思うんです。どういう対応をされてきたのか、その辺聞かしていただけますか。

議長（奥和田好吉君） 山内下水道部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 公共下水道事業についてお答えをさせていただきます。

まず、公共下水道事業については、汚水整備事業とあわせて雨水の整備事業も実施をしておるわけございまして、雨水につきましては面積的に480ヘクタール、整備率といたしましては39.7%になっております。随分と最近では浸水の被害と、こういうのが減少してきておまして、普及率もかなり高なってるからでございますけども、今後は雨水の整備につきましては、取り込み箇所の検討を行って、現施設の有効的な活用を図っていきたく思っております。

それから、汚水の整備につきましては、面積的には320ヘクタールございまして、ここにつきましては、ここ二、三年の長期的な見込みでは、年間2%ないし3%程度の普及率の向上という計画を立てて事業をやっていくということでございます。現在34%程度でございますので、できるだけ供用を多くして、有収水量の増加に努めたいというふうに考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 下水道事業の平成12年度の減額の専決補正でこの公共工事の契約のあり方について御質問が来るとするのは、ちょっと我々も想像していませんでしたので、最後まで答

えられるかちょっと自信がございませんけども、具体的に答弁させていただきたいと思います。

この平成13年度の工事分よりこの入札制度について変更しようということ、これにつきましては一般質問の中でも御答弁させていただきました。そして、今回この最低制限価格を事後公表するという形で行うということで進めてまいりたいと、このように思いますけれども、これも1つ試行的にことし1年実施しまして、そして今までの入札制度について新たな目で見えていこうということで今回実施したいと、このように思っております。

それとあと、この適正化法の中で施工体制というんですか、その台帳をこちらの方に提出してもらおうということもありまして、その辺でその工事をされる方々の業者の体制というんですか、それが我々は把握できると、このように思っております。ですから、そういった形で我々としては調査というんですか、業者の調査ができるんじゃないかと、このように考えております。(松本雪美君「業者には……。施工台帳を把握するというところまでは聞こえただけ」と呼ぶ)

先ほどの施工台帳のということでございますけれども、今年度から適正化法の施行に伴いまして、施工体制台帳の写しを発注者に提出することが義務づけられるということになりますので、その辺で業者の体制等も把握できるものと、このように考えております。

以上です。

議長(奥和田好吉君) よろしいですか。

〔松本雪美君「あと2点聞いたんですけど」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 質疑を行う場合に議案に沿って行ってください。議案からずれた場合は、答弁がしにくいと思いますのでね。質疑はあくまでも議案に沿ってやっていただきたいと思います。

〔松本雪美君「下水道の工事のことを言うてますよ」と呼ぶ〕

〔巴里英一君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 巴里君。

22番(巴里英一君) ずっと午前から聞いておりますけども、会議規則55条を議長は守ろうとされて運営されてるのはよくわかりますし、3回

という一定の議長判断でされてます。2回というのが決まっていますから、そういう意味では議長の判断かなと思いますので、それはよろしいかと思えます。

しかし、書いてますように、発言はすべて簡明にするべしというふうになってます。簡単に明確にということだと思うんで、それ以外は述べてはならないと。議題は質疑以外は述べてはならないと、自己の意見はだめだということで制限されておりますので、その点の議事運営をよろしく願いたいというふうに思います。ただ、議長が言われましたので了とします。

議長(奥和田好吉君) 松本君。

11番(松本雪美君) 先ほど私の方から述べさせていただいたのは、私一番聞きたかったのは、今まで下水道工事なんかでずっと提起されてきて、工事の問題ではすごく問題になってきたんだから、そのことは改めるということで約束されたことが改められてるのかどうかの確認をさしてもらいたかったんですよ。

例えば、準市内業者というようなこういう人たちが泉南市内の仕事ができるかどうか、そういうことをもうしないというふうに決められたと、そういうふうに私は解釈してたんですが、資料の中にはまだ残っていますよということを勧告させていただいたんです。注意をさしていただいたんで、その辺ははっきりとさしていただきたいなと思います。

それから、今後私たちが納めた税金が本当に適正に、有効に使っていくことができるように、やっぱり大事なことは、せっかく今回市の方も高どまりになっていることも認められて、そして入札制度の改善も行うということも発表されたわけですから、そういう事態の中でもう1つ後押しをして、きちっとそういう談合なんかの起こらないような形の制度も必要ではないかと、こういう意見を述べさしてもらったんで、その辺のところは簡単にもうお答えいただければ、私もこれで質問を終わりたいと思いますから、その辺はいかがでしょうか。指名業者の数をもっとふやしたらどうですかと、そういうことをこれからの1つの提案としてさせていただいてるんですから、いかがでし

ようか。

議長（奥和田好吉君） 一言答弁できますか。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 今般、入札制度の改革につきまして議会にも報告をさせていただいたところでございますけれども、入札制度につきましては、まだ種々改善点があると存じております。今般も試行ということで追加していただきますけれども、改善点については日々努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——松本君。

11番（松本雪美君） 関係ないとおっしゃいますが、そうするとその関係ないと言われてる方のその理由は、私はようわかりませんが、でもしっかりとやっぱり今までの事態を把握していただきたいと思うんですよ。

下水道の工事にかかわって、工事された中身を見てみましたら、本当に高どまりになってるものも、この下水道工事にかかわって発注されるのには指名は9件とかそういうことでやられてて、そしてその形がすごい高どまりをつくり出してる結果も出てるではありませんか。97%とか99%とかというような、そういうのが出てるのは大体9件とかね……

議長（奥和田好吉君） 質問者にもう一度御注意を……（松本雪美君「そういう状況が出るから、そこをはっきり私は指摘してもらってるんですよ」と呼ぶ）質問者聞いてください。（松本雪美君「関係ないと言えることはありませんよ」と呼ぶ）

〔巴里英一君「議長、議事運営。議事進行で」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 私、先ほど55条の会議規則の申しあげたことは間違いですか。間違いですか。そういうことを言うてますからね。議長、これ訂正してもらわな困りますよ。私は関係ないことないですよ。超えてはならないと書いてるんですよ。議長はそれに基づいて運営してくださいということで、議長は了解してやってくれてるわけです。超えてはならないというのはどういう意

味なのか、それを言うたことに対して、その反論は正しいんかどうかですよ。これ訂正してもらわないと、私辛抱できませんな、これは。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 議案との関係で私は質問させていただいてます。先ほど私は巴里さんに対して間違いと言ったんでしょうか。そんなこと言ったつもりはないですよ。私はこの議案との関係で質問をさせていただいてます。だから、巴里さんの発言に対して間違いやと言ったことがあったとしたら、それは訂正させていただきたいと思えますけれど、そういう議案との関係で質問させていただいてるんですから、10の9やったかな10やったかの工区では99.何%というのも出て、高どまりがありましたでしょう。そういうことを含めて、そんなことが起こらないようにせねばならない下水道工事のことについて私は質問させていただいたんですから、問題提起として……（巴里英一君「提起はできませんよ、質疑は」と呼ぶ）こういう、そういうことが起こらないようなことを考えるべきだということを指摘してもらってるんです。

〔巴里英一君「あんた何年議員やってる」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） お静かに願います。ほかにありませんか。——北出君。

12番（北出寧啓君） 財政が困難な状況で、広域下水のいろんな枠組みで事業展開されてるのは評価させていただきたいと思います。ただ、問題はやっぱり過疎村というんですか、馬場とか幡代とか、なかなか思うように進捗できないということもあるんで、その辺の両方選択することはできないというのはわかっておりますので、ただ今後どのような展開を同時に考えていらっしゃるのか、お答え願いたい。

それと、かねがね申し上げてたことですが、下水道処理場及びりんくうタウンの埋め立てですね。瀬戸内法に基づいてやっぱり大阪湾、瀬戸内をきれいにするとということで、その枠組みでできたわけですから、今現状の製紙会社関係の下水道……（発言する者あり）

議長（奥和田好吉君） お静かに願います。御静

肅に願います。質疑を続行してください。

12番(北出寧啓君) そのこのつなぎ込みがいまだに完成していない。これは努力して接続するようにするというふうに答弁いただいたと思うんですけども、いまだにやられていないわけですね。理由を聞くと他市町村、府下ではやっていないから泉南市も例外はないと、料金減額は考えていないということで、そしたらもうこれ七、八年前から指摘されてることで、これはもう政治的決着をつけるしかないと思うんです。その辺を部長でも市長でも今後どういう決着をつけるのか、明確に答弁いただきたいと思います。

なぜならば、他市町村がやっていないから泉南市もしない。そしたら強行に料金を払えというのであると考えるわけですけど、そうじゃなくて、そのこの工区は放置したまま接続しない、工事しない。なぜ工事しないのか。工事したら接続しなきゃならないから、その企業はだめだからしない。そしたら一体何をやるんですか。料金は下げない。当該会社、企業に負担だから工事はしない。これ、延々とこのままいくんですか。全く政治決着をつけていない。その点について明快な答弁をお願いします。

もう7年も8年も、それも下水処理場をあそこへ誘致する、建設するときの条件も含めて、大きな枠組みがあるはずですよ。にもかかわらずそれをやっていない。それを含めていわゆる流域下水の補助金を得てやった、その工事と別個にこっち側の過疎的な町村の進捗をどうしていくのかということの答弁をお答え願いたい。

議長(奥和田好吉君) 山内下水道部長。

事業部長兼下水道部長(山内 洋君) 2点質問があったというふうに思っております。

まず男里地域、馬場地域、このあたりの供用していない部分というんですか、これの計画はどうなってるのかということですが、当初お答えさせていただいたように、市といたしましては堺阪南線よりも海側、この部分の面的な整備について力を注ぎたいというのが原点でございます。ここ二、三年、下水道特会の事業費といたしましては12億程度でございますので、その範囲内で事業というのは進めていかなければなりません。

いろんな部署からの接続の要望というのはございますが、まず現在、幹線が整っておる部分の面的な整備、これを優先させたいというのが我々の考えでございます。

それと、2点目でおっしゃられたのは男里の工業地帯のつなぎ込みの件でございますけども、この分については、当初から使用料の減免という部分については調査をするということでもございましたので、これの調査をやったわけでございます。

現使用料について、業者というんですか企業側の判断では、かなりの、3社で5,000トンぐらいの日量がございまして、これを現在の料金に換算すると相当な費用負担になって、企業存続ができないという部分がございますので、さりとて我々としたしましては特別企業にだけ減免措置という部分はとれないということでもございます。

それと、若干企業の取り込みを行うに当たって先行投資をしなければならないわけでもございまして、その部分についてまだ事業決定はいたしておりません。まずその方を先に進めますと、ほんとなつないでいただけなかったら、その先行投資がむだになってしまうわけでもございまして、その点は十分企業側と話をしていくというのが現在の状況でございます。

議長(奥和田好吉君) 北出君。

12番(北出寧啓君) だから、じゃこれであとどれくらいするんですか。もう10年近く待ってるんですね。協議にもう10年間かかっているわけですか。あと何年かけるんですか。

それと、今言ったように公的な使用で下水処理場が瀬戸内法を含めて埋め立てをやって、工場排水を下水処理場へ導くということで大里川等河川を浄化する。したがって、大阪湾を浄化することだったわけですね。その法の枠組みをどう考えていらっしゃるんですか。

2点お答えください。

議長(奥和田好吉君) 山内下水道部長。

事業部長兼下水道部長(山内 洋君) いつの時点でこの問題が解決するかという期限についてでございますけども、それは今現在私どもの方からいつまでに解決すると、そういう約束事はできないところでございます。当然、話し合いは進めて

まいりますが、相手のあることでございますので、その部分についてはお答えはちょっと困難でございます。

それと、法的な部分の見解はどうかということでございますけれども、現にただそのまま放流しているのではなしに、法に沿った形で排水の処理をされてやっておるわけでございますので、法に抵触してるといような状況ではないというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 法に触れていないというのは、河川が準用河川の枠組みに入っていないから河川水の調査ができないということなんです。それだけで物事が判断できるのか。法と良識の枠組みで行政運営しなきゃならないと思う。そこをどう思ってるのか。

それと、さっきの相手がいることとということじゃなくて、私はさっき申し上げたでしょう。あなた方の主張は、他市町村がしないからうちもできないということが理由の1点として挙げられてる。そしたら、泉南市の独自性なり、これから地方分権の中では求められてる、当然みんなが認識してる自主的な判断というのはどうなってるのか。

当初、第1番目の質問で申し上げたように、あなた方は他市町村がしないから私たちは料金を値下げできない、それは応じられない。応じられないで、そしたらあなた方は施策を執行するのかと。いったら、いや相手が倒産するから工事はしないと、先行投資をしない、つながない。あなた方は結局何もしないという選択肢しか持ってないわけでしょう。協議、合議というのは、相手ができる選択肢もこっちは持っていかなきゃならないわけじゃないですか。料金を下げられない。そしたら、相手は全くそれに応じられないわけでしょう。そしたら、あなた方がそれを強行して、しかし工事する、つなぎなさい、法に従って3年以内につなぎなさい、できなかつたら倒産しなさいと言うんですか。あなた方はどういう選択肢を持って協議しようとしてるんですか。それをしっかり答弁してください。

議長（奥和田好吉君） 山内下水道部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、軽

減措置のことでございますけども、これについてはなるほど大口の消費者であるということで、それを優遇させてよいのかという問題がございますね。ただ、たくさん使うから安くするという方法については、これは下水道事業としてなじまないのではないかなというのが当初の考えからの原点でございます。

それと、どのような選択肢を持って企業と話をするのかということでございますけども、当然企業側とすれば安いにこしたことはないんですから、安くしてくださいという部分がございますが、我々としてはそれはできないということで、平行線に終わってる部分があります。

それと、企業側についてはなるべく使用料、これを少なくすると。循環型の水利用と申しますか、そこらを検討するということでございますので、できるだけ企業側も使用料が少なくなるような方策を講じるということでございます。考えあぐねてる部分がございますが、できるだけ早い時期にお互いに話をつけたいという気持ちは持っておりますが、これといった策がないのが今の現状でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——小山君。

〔北出寧啓君「議長、合理的な答弁じゃないですよ」と呼ぶ〕

3番（小山広明君） かみ合ったというんか、やっぱりきちっと1つ1つ議論整理していただきたいと思います。ぶっちぎり、ぶっちぎりでやられたんじゃ、ほんとにこの議会は何か——そのために議長に裁量権を渡されとるわけですからね。肝心なのは回数じゃなしに中身でやっぱり整理をしていただきたい。1回で終わってもある意味でいいわけですからね。その辺は余り硬直した指揮をしないでいただきたいと思うんです。

下水の最後の決算というような内容の専決でございますけども、歳入の方での先ほどからの三角の問題ですね。これは実際使用料というのは示されておりますけども、整備地域が全部入ったとすれば大体どれぐらいの金額が入ることについてこの2,300万円という減額に当たるのか、その辺の全体ボリュームをちょっと出していただきたい。

それから、受益者負担についても、これは整備したところから受益者負担をいただいとると思うのですが、これまでの整備、全体で320ヘクタールでしたかね、320ヘクタールが整備されたということですが、これで総額どれくらい入っておるのかですね。これが簡単に言えば整備費用に充てられる分だと思っておりますが、この点での整備費用が大枠どれくらいかかって、この320ヘクタール分については当然受益者負担ということで納入していただくわけですが、この辺の関係を御説明いただきたい。

それから、課題になっておりました、これは12年度で給食センターのつなぎ込みはもう終わっておるのかをちょっと確認をしておきたいと思えます。

それから、先ほどの一般会計でちょっと質問しながら答弁なく過ぎておる問題で、同じ問題ですが、この164億円という地方債残高がここに示されとるんですが、これはつまりこれから返していくに依じて金利がかかってくるわけですね。だから、実際の返す金は164億ではなしにどれくらいになるのか。この辺ちょっと示してもらわないと、164億円の借金があるんだから返さないかんという議論になつとるんですが、実際にはこの金額が200億とか180億とかという、そういう実数的な数字になると思うので、その辺はどのように我々考えたらいいのかもあわせて御説明いただきたい。これは先ほど答弁なかったので、一般会計の240億、それから公社の分は130億くらいありますが、この分については金利も含めた今日の現在ですが、この地方債については164億とか一般会計の二百四十何億というのは、全く金利がかかってないもともとの元本ですね。だから、実際はこれ以上のものがこれまでも金利を含めて払ってきとると思うんで、この辺の全体的なスキームというんですか、どれくらいの借金を返していかなあかんのかということこそちらの方では考えていらっしゃるのかを御説明をいただきたいと、そのように思えます。

それから、今北出さんの議論でもあったんですが、ほんとにあの大里川というのは、こんな汚い川があるのかという、そんなひどい川ですね。事

業者はちゃんと処理して流しとるとのことなんですが、時々紫色の水が流れとるのをよく私も見るんですね。それは水量を多く流すから下のヘド口を巻き上げて、SSというんですか、そういうものが流れとるとの説明なんです、大変汚いんですね、あれは。

だから、あの問題はほんとに環境問題からいっても市長、やはり一番人が嫌がる施設が集中しとるわけですから、あの大里川のやっぱり美化というのにほんとに真剣にやっていただかないと、周りの人はなれたから余り大きな声を出しておらないかもわかりませんが、あそこに初めて行った人にとっては、もうほんとにぞっとするような汚い河川ですね。

その問題は、事業部長だけが答えておりますけれども、もう少し市長、やはり水、緑あふれる夢豊かなとかいろいろきれいな言葉を並べとる市長のスローガンですから、もう少しあの現実を見て、もう一度水、緑あふれるということ改めて言葉の持つ意味をあの現場からやっぱり考えていただきたいと思うので、この点については覚悟も含めて市長に御答弁をいただきたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 男里下流地域の下水道整備でございますが、大分進みました。集落関係はほぼ行き渡ったということでございます。あと、御指摘ありましたような工場の地域は、まだ一部残つてるところがございます。工場の方についてはその放流について、下水処理施設を使うということについて非常に費用がかかるという問題があつて、何とか軽減していただけないかという要望はかねてからいただいております。

あるまちの例を出されて、この程度ならというふうに言われたんですが、そこと私どもと比較したらそんなに遜色はございません。ですから、理屈の上からは少しでも安い方がということになるんだというふうに思いますけども、我々はさっき事業部長が答弁しましたように、特定のところに対して優遇するということではできないということでございます。

ただ、法的には供用告示して3年以内にとるのがありますから、それをできるだけ促進してい

くと、推進していけるような方策は何かないかということで、今下水道部の方で検討をいたしているところでございます。まだ結論は出ておりませんが、要するに早くつなぎ込んでいただけるように何か工夫できないかということで今検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、面整備ができますと速やかにつないでいただくということが一番でございますから、その方向で今検討いたしているところでございます。

議長（奥和田好吉君） 東野下水道部次長。

下水道部次長兼管理課長（東野達広君） お答え申し上げます。

受益者負担金の推移でございますが、平成6年度から毎年課税されまして、11年までの累計が約4億474万7,000円でございます。12年度の歳入としましては4,519万2,000円。合計で4億4,993万9,000円という累計額になっております。

そして、次に起債の償還ベースでございますが、13年度ベースで申し上げますと、元金の返済が4億8,038万3,000円と、それに付随します利息につきましては5億7,598万3,000円ということでございます。それでいきますと、22年まで大体11億前後の返済、利息分が6億と元金分が6億弱ということなんです。

それで、平成23年度以降にそのときの残高が102億2,885万7,000円と、それに含まれる未払い利息が28億954万2,000円というふうな次第でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れはありますか。——東野下水道部次長。

下水道部次長兼管理課長（東野達広君） 給食センターについては本年度、13年度で接続していただくということで了解しているところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 4億4,900万というのがいわゆる受益者負担の今日までの納入額ということとは御説明いただいたんですが、先ほど言った3

20ヘクタールに当たるもので、これで100%というのか、この割合の中で当然その320ヘクタールも整備されとるわけですから、当然それを入れてもらわないかんといい状態だと思っておりますが、4億4,900万というのはかなり金額は少ないように思いますが、その辺の絡みではどういう比率になってるのかですね。

それから、これの164億円に対して、これに金利を掛けて払っていくわけなんですけど、そういう点ではどれぐらいの借金を——これ22年度までという御説明をいただいたんですが、22年度までにどれぐらいの金額を返すということに利息を含めてなるのか。先ほどは11億円がずっと続いていくという説明でしたが、その辺もう少し、164億円の元本に対して今後どれぐらいの返済を下水道会計としてはしていかなければならないのかということをもう少し数字で御説明いただきたいと思っております。

それと、市長が答弁されたのはよくわからないんですが、あそこの大里川のあの汚れというのは本当にひどいから早く何とかしないとイケないと思っておりますが、私も河川を川を歩く取り組みをして、あそこを歩いたことあるんですが、川が工場の中にずっと入って行って、一般の人は入ってイケないんですね。

あの管理状態を見たら、現在1つの工場が排水をしている中でいろいろ浄化設備をやっと思っておりますね。その放流水質というのはどうなるのか、その辺もちゃんと調べてあなた方は大阪湾の汚れの問題との絡みの中で、本当にちゃんと処理をしとるのかと。その辺がもしされておらないのであれば、そちらをきちっとさしていけば企業も損得計算で、将来のことを考えたらつなぎ込んだ方が安いと、僕はそう思うと思っております。あの河川の管理状態1つ見ても、やっぱりあの工場がちゃんと浄化を責任を持ってして、きれいな水を河川に流しとるのかどうか、かなり僕は疑わしいんで、どの程度泉南市としてはそういう現在の排水について把握していらっしゃるのかですね。その辺が1つ絡みとしてあると思っておりますので、御説明いただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 山内下水道部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、公債費の関連でございますけども、平成10年度以前の既に発行しております部分についての長期的な返済の見込みと申しますか、こちらについては平成40年度までの積算で数字を出しておるところでございます。

22年度までにつきましては、先ほど次長がお答えさせていただいたとおり11億余りの数字となっております。平成23年度から若干ふえるようなシミュレーションでございます。最高の平成31年度には16億1,100万円という返済額ということでございまして、これは今後毎年起債を行うわけでございますので変化していくわけでございますけども、これよりは下らないということになると思います。若干の波がありますが、ピークで先ほど申しました16億余りの返済をしなければならぬということでございます。

それと、大里川の水質の問題でございますけども、我々は企業の方からお聞きしておるのは、各企業がどれだけの水量を放出しておるかということを知っておるわけでございまして、3社で1日に5,000トンの排水をしておるということでございます。この企業の排水だけが川を汚くしておるというような考えは持っておりませんが、水が流れることによって浄化をされるということもございまして、根本的に大里川を美しくするという点については、自然水が常時流れるというのが一番理想なんでございまして、これについては男里川の余水的な川であるということもございまして、最近余り上流部の方から天然水と申しますか、自然水が流れてこないというのも1つの現状ではないかなというふうに思っております。

今後、理想といたしましては、大里川にいつも水が流れるということによって大里川は浄化されるのではないかなというふうに考えております。人工的に川を美しくするというのも、これも1つの方法ではございますが、自然水が多く流れるような方法もあれば検討しなければならないというふうに思っております。

〔小山広明君「つかんどるのかって、今の会社の排水基準。一遍に答えてよ。また切られて

しまう」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） よろしいですか。

〔小山広明君「排水の基準をちゃんと押さえとるのか。工場の排水の基準、水質基準、ちゃんと押さえとるのかと言ってるんです。連携をとってちゃんとやらないと。それと、320ヘクタールに対しての4億何ぼのやつ」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 理事者答弁。東野下水道部次長。

下水道部次長兼管理課長（東野達広君） 受益者負担金の320ヘクタールの件でございますが、全体での供用開始の面積でございますので、賦課対象になった面積ではございません。また、賦課対象区域内におきましても、いわゆる保留農地とか保留される部分がありますし、また公共用地等で学校等による減免等がございますので、320ヘクタールの総額ではございません。

以上でございます。

〔小山広明君「取れる分の何ぼやと言うんや。わかるとるがな。全部取ったとしたら何ぼや、取れる分のやで」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） よろしいですか。

〔小山広明君「いやいや、だから議長聞いてられたらわかるように——ちょっと補足で言いますわね、議長」と呼ぶ〕

3番（小山広明君） 320ヘクタールがもういつでもつなげるようになってるんでしょう、エリアとしては。その中で受益者負担が取れる分に対して、あなたが今言ったのは4億4,900万入るとるわけでしょう。しかし、取れる分が例えば20億取れるんだと、学校は除いたとか農地は除いてね。

それは当たり前のことじゃないですか。中で4億4,900万だという数字がないとわからないでしょう。これは建設費に充当されるわけですから、基本的には。そこを知りたいわけやから、あなたのは当たり前じゃない。学校が取れんとか農地が取れんとか、それはわかってまんがな。だから、これはちょっと補足説明してまんね。初めからわかるように言うたはずやけど。

議長（奥和田好吉君） 東野下水道部次長。

下水道部次長兼管理課長（東野達広君） 申しわけございませんが、毎年の累計は出しておらないところでございます。後日、うちで調べまして返事させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

〔小山広明君「いやいや、議長ちょっと待ってください。あっちも答弁してないし、そんな答弁ではおかしいでしょう。取るべきものが……」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れですか。

〔小山広明君「答弁漏れですよ。議長、3回でしょうとかで、あなた聞いて整理できますか。今の東野さんの答弁でもおかしいでしょう。どれだけ取らないかんのがあつて……」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 静かに願います。藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 水質の問題で、その基準はどうなのかという御質問だったと思いません。

現在、私その辺の資料を持ってないということので即答はできないということで、後日というんですか、この本会議終了後報告さしてもらいたいと思います。

〔小山広明君「そんなんあかんよ。そら全然」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

（小山広明君「議長、ちょっとそらおかしいで、議長。ちょっと待ってください、議長」と呼ぶ…）以上で本件に対する質疑は終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。（小山広明君「討論あります」と呼ぶ）

討論あるんですか。——小山君。

3番（小山広明君） ほんとにこの議事運営見とったら、安心して質問できませんわ、ほんとに。皆さんも聞いたらわかるように、受益者負担の分でも何ぼ入らないかんのかに対して4億何ぼかということがわかって初めて議論ができるわけでしょう。その答弁がないまま質疑を打ち切るなんていったら、我々はほんとに審議できません。ほん

とに市民から負託された審議権を自分たちが選んだ議長によって封じられるというのは、ほんとに憤慨です。

先ほどの水質の問題についても、現在の工場が流している排水処理方法がきちっと押さえられておらない中で下水道の接続云々といったって議論にならんわけですから、現在の大里川を見ればだれが見てもあれはひどい、本当に汚れた川であることはだれの目にも周知されるわけであります。それが、一体工場の現在の排水状態がどうなのかということ行政内部でつかんでおらない。また、つかんでおったとしてもその当該の事業部には報告されておらない。こんなことで果たして市民に負託されたような行政ができるんでしょうか。

そういうことを私たちは議論をしている最中に、いきなり何回だといって切ってしまう。ほんとにこれでは安心して私たちは議論ができない。議長にこのことはもう一度もとの状態に戻していただきたいと思います。でなければ、この議案に私は賛成することはできません。議会の皆さんにおいても……（発言する者あり）おかしかったらまた反対討論でやってください、やじではわかりませんから。そういう私の趣旨でおかしければ、それに反論あれば当然やっていただければいいと思いますが……（発言する者あり）

議長（奥和田好吉君） 御静粛に願います。

3番（小山広明君） 私はそういう中でこの議案には賛成することができません。議会の皆さんにおかれても、やはり審議するということは考え方を超えて、やはりきちっと市民の前に負託された行為でありますから、それぐらいは最低限守る、そのためにもこの議案には反対をしていただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号））につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の103ページをお開き願います。

専決の理由でございますが、平成12年度に執行いたしました介護保険の保険給付費に余剰が生じることになり、この余剰金を給付準備基金に積み立てる必要から予算の補正措置として専決処分したものでございます。

歳入歳出の明細につきましては107ページから109ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 私たちはここで議会で議論しとるわけで、やはり質疑応答をきちっと議長に聞いていただいて、1つの考え方がまとった中で、答弁もきちっと答えた中で質疑を終結していただくのは、それは結構なんです、明らかに聞いてとることにきちっと答えてない、また聞いてとることに答弁漏れておることわかりながら、こういう議事運営をされたら、これから私たちは質疑できない。そういうことで、そういう整理をきちっとやって、改めてそういうことを保障していただい

た中で質疑したいと思いますので、議長におかれてはそういう取り計らいをぜひお願いをしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 意見を参考にして議事運営を行いますが、これは質疑というのは2回と決まっておりますけども、議長の判断として3回になっておりますけども、限られた範囲の中で質疑を行っていただきたいと思います。それに御協力をお願いしたいと思います。

これより質疑を行います。質疑はありますか。———和気君。

19番（和気 豊君） これも介護保険の1年間の総括を予算上されたらと、こういうふうに理解をいたしますが、問題は1億1,700万のサービスの給付減額が出ていると。一体なぜこれだけ多くの給付減額が出たのかですね。その辺の原因をどのように考えておられるのか。大田さん、この程度のスピードでしたらいけますか。早口になったら言うてください、ゆっくり言いますので。

それから、この額は出てるんですが、この額を当初のサービス量、見込まれたサービス供給量ですね、これに対してはどれぐらいの割合になるのか。総額からこの額を割り出したら出るんですが、ちょっと割合、パーセントで言っていたらありがたいというふうに思います。

それから、全国でも大体この傾向は顕著に出ているというふうに聞いておるんですが、マスコミでも1年間振り返ってということで、朝日新聞なんかでも出ておりました。ちょっと私、きょうは忘れてしまったんで申しわけないんですが、全国の平均ですね。大体どの程度いわゆる給付減が起こっているのか、わかっておればお示しをいただきたい。

まず、その3点についてお示しをいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、泉南市の今現在というんですか、12年度のサービスの状況でございますが、パーセントでいいますと約63%でございます。全国の平均では70%程度ということになってございます。

1億1,700万円が出てきたという理由でございますが、今申し上げましたとおり63%程度の

サービス量ということが大きな原因ではなかろうかなと、このように考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと答弁漏れがありますので。一番最初に言いました、なぜ——ちょっと数字は違うと思うんですが、63%というふうに言われてるわけですが、これだけの利用量になっているという、その辺の原因がどこにあるのか、まずそれを最初に聞いたんです。これは議長、よろしくとどめおいてくださいよ。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 申しわけございません。介護費用につきましては、あくまでも要介護度の人数、それとサービスごとの費用、施設ごとの平均的な利用額、あるいはそれぞれの利用希望率などをもとに推計し、その計画上で見込んだ費用額と実績額との間にかなりの差が生じてきております。この原因につきましてはいろいろと考えられるわけですが、1つには人口や要介護度の出現率などを少し多めに見込んでいたこと、あるいは地域的なもので家族介護に頼ってサービスを受ける人が多いこと。また、施設の場合は医療施設から介護施設への転換される病床数の見込み違いなどによるものでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私がいただいている資料との間に大きな間違いがありますので、私の質問が悪かったらおしかりをいただきたいと思うんですが、認定者がありますね。これはサービスを受ける権利を有している人ですね。認定を受けて実際悪いんだからということになるわけですが、その中でどれぐらいのサービス利用率なのかと、私そういうふうに聞いたつもりなんですよ。

この63%の分母、分子は一体何なのか。これは私、ちょっとよくわからないんですよ。当初のサービス予測量に対して実際受けたのはこれだと、こういうことなんですね。そしたら、本来受けるべき人で受けていないという人ですね。これはどれぐらいになってるんでしょうか。認定者の中でどれぐらいの人が受けているんでしょうか。それ

は30%というふうに私は資料ではいただいているんですが、その辺はどうでしょうか。36%ですか。

議長（奥和田好吉君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 介護保険の利用状況といたしまして、全体で第1号被保険者の数が9,422人おられます。サービスを受給されておられる方として7,464人ということで、利用率が75.9%になっております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） わかりました。それで、例えば個々にその人らには利用限度額というのがありますね。これだけのサービスが受けられるという利用限度額があると思うんですが、その限度額に対してどの程度利用されているのかですね。

100%丸々お受けになっているのか。それとも、新聞報道等によれば保険料が非常に高い。そして、それに加えて利用料も高い。そういうことでこれをダウンされている、そういう数は泉南市ではどれぐらいか。それが36%だというふうに思うんですが、その辺についてちょっとお示しをいただきたいのと、それからその原因とその数字についてお示しをいただきたい。

全国で例えば新聞報道等によって私の知る範囲なんですが、日本福祉大学の1研究室、それから保険協会、全国的な組織ですね。それから、ある民間の医療連合会、こういうところの三者がいろいろ調査をしているんですね。その調査結果については、政府も追認をしています。この結果では、いわゆる限度額いっぱい受けている人というのはもう全く少なくて、ほとんどが全国的には40%から50%だと、こういうふうな数字が出ているわけですね。

東京都がいろいろ利用料の補てん制度がありまして、非常に高いんですが、50%。これぐらいが最高で、それに続いて北海道が大体45%ぐらい、こういうことになっているわけですが、その辺ですね。なぜそうなっているのかということさらさら分析して、やはり保険料が高い。とりわけ所得階層の第1段階、第2段階、この辺の人が圧倒的に当初国が予測した、当時の旧厚生省が予測した数字よりも非常に利用率が低いと。もう十数

%というところもある。

こういうことになっていて、他市ではほんとに御苦労いただいて、コンピューターもありますから、そのプログラムに加えてこういうところをはっきりとプログラムの中に組み入れて、低所得者のいわゆる利用率が低いということを数字的にちゃんと明らかにして、それを根拠にしていわゆる保険料や利用料の、とりわけ利用料の軽減策を打ち出していると、こういうふうに通いとるんですよ。それがすべてではないですけども、2割程度と、全国的には。

泉南市ではどの所得階層の利用が高いのか低いのか、こういうことがなぜ求められないのか。その辺の数字があれば、市の態度も極めてはっきりするでしょう。推進委員会にもはっきりとした数字をお示しして、推進委員会の皆さんの御意見をちょうだいして市の施策に反映をさせる、こういうこともできるわけでしょう。

日本福祉大学の一研究室や保険協会や医療連合会、こういうところが独自に調査をして、数字を出してるんですよ。そして、各市でも出してるんですね。なぜ泉南市ではやれないのか。やっぱり利用者が、私は先ほど36%と言いましたけれども、非常に限度額よりはるか36%というふうな数字でしか利用されてない、我慢をされてる、利用料が高い、そういうふうになっていると。違うなら違うと後で言うてくださいね。

私はもう時間がありません、質問時間が3回と、もう非常に辛いところなんです、その辺で話をもう全部ひっくるめて言うてるんですが、その辺はどうなのか。本当に利用者すべてが公平にこの施策を受けられるように、ある程度行政が地方自治法の立場にのっとって健康福祉を本当に守っていくという、そういうとりでとしての自治体の役割を發揮して、この辺数字的にも把握をした上で施策を実施されると、こういうことはないのかどうか。他市がやらないからか。

これは先ほど北出さんが言いましたけども、いいことであれば泉南市が率先してやったらいいわけですし、2割のところではやってるわけですからね。1億1,700万の財源が實際上保険料の、あるいは利用料の補てんに回すことが十分可能な

んですから。積み立ててもその果实益は非常に今の銀行利息の中から、ゼロ金利の中では全く意味を持たない。積み立てる意味もないというふうに思うんですよ。そういう点でどうでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 和気議員御指摘のように、所得段階別のサービス利用については、現状のデータからは算出が困難でございます。ただ、これから利用者についてはまたさらにアンケート調査等も実施していく中で、その辺は工夫をしてみたいと考えております。

それと、先ほどの和気議員の36%といいますが、あくまでこれは居宅サービスにかかわるものだけでございます。施設サービスを含めた利用率というのは、ちょっと出しにくい問題がございます。施設サービスについては、利用限度額等のそういう考え方がございませんので。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

〔和気 豊君「議長、ちょっと今間違いを訂正するんです。今の答弁で間違った答えがあるから、それについてもう一度確認したいんです」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 間違ってるんですか。

19番（和気 豊君） そうです。いやいや、おかしいじゃないですか。施設サービスについては、30.7というのが出てますがな。いただいた資料ですがな。施設サービスはもっと低いですがな。ありませんて、ちゃんと市がくれた資料にあります。その辺はちょっと訂正してくださいよ。施設サービスはもっと落ち込んでるんですよ。

それと、私はいわゆる所得階層別の調査をできるようにして、このコンピューターの時代やから、ひとつプログラムを起こしたらいいんじゃないですか、よそはやってるんですから。

そういうものを明らかにした上で、低所得者の人たちは極めてこの高い利用料に悩んで、利用限度を——平均で36、30%でしょう。それ以下なんですよ。5倍の差が出てるところがあるんですよ。5倍の差が。そういうことで施設の方、間違ってるがな。30%やないか。ちゃんと数字出て

るがな。出てるでしょう。後で答えてくださいよ、僕は間違い訂正で今度質問してるわけやから。要らん質問したということになったらぐあい悪いからな。それも含めてどうですか。答弁抜けてる分も含めて答弁してください。

議長（奥和田好吉君） どなたが答弁するんですか。答弁が間違ってるのか、それとも今の書類が間違ってるのかですね。そこをはっきりしてください。大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、利用率の方について再度お答え申し上げます。

先ほど課長が言いました居宅サービスについては36%、そして施設サービスの方につきましては30.7%でございます。

〔和気 豊君「答弁漏れの部分。ちょっと議長、答弁漏れのところを言います」と呼ぶ〕

19番（和気 豊君） ちゃんと数字を、コンピューターの時代ですからコンピューターでインプットして、そしてその上でいかに低所得者の皆さんが——全国では出てるんですよ。厚生労働省も追認してるんですよ。利用を抑えて我慢している。30%以下なんですよ。平均以下なんですよ、この人たちは。5分の1というところもあるんですよ。だから私はやかましく利用料の補てん——これだけの財源があるわけですから。そして保険料、あわせてその辺の軽減策をとということをお口を酸っぱくして言うてるんですよ。その辺をやる気があるのかどうか。この辺が一番の大事な点ですからね、締めくくりの質問ですから、その辺答えんと済まされへん。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） このような利用率になったということの原因ですね。これにつきましては、可能な限りコンピューターなどをはじいて出てくるものであればやってみようと思います。

それと、あと余剰金の保険料への還付、減免とか利用料の軽減とかということでございますが、これにつきましては初年度の黒字額を介護保険給付費準備基金として積み立て、3年後の保険給付費の不足分に活用する仕組みということになって

おるわけでございますが、この剰余金につきましては、利用料や保険料などの減免措置への補てんや平成15年度以降の保険料への充当、いわゆる横出しサービスですね——などの活用や保健福祉事業での利用料等が考えられるわけでございますが、市内部で検討を進めておりますが、介護保険事業計画等推進委員会におきまして、剰余金の使途の検討内容や経過について御報告をさせていただいて、今後どのように持っていくかということの諮問を——諮問というんですか、委員会の中にお諮りしておりますので、その結果どのようにするかということになりますので、そのときはまた改めて御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明29日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明29日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時5分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長      奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員      巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員      井 原 正太郎